

令和8年厚木市教育委員会4月定例会日程

日時 令和8年4月28日(火)

午後3時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

日程1 議案第15号 令和9年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針の制定について **【教育指導課】**

4 協議事項

(1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画の策定について **【教育指導課】**

5 報告事項

(1) 事務の臨時代理の報告について（厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について） **【教育総務課】**（資料1）

(2) 事務の臨時代理の報告について（厚木市教育委員会事務局の職員の人事異動について） **【教育総務課】**（資料2）

(3) 事務の臨時代理の報告について（厚木市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動について） **【教育総務課】**（資料3）

(4) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について） **【教育指導課】**（資料4）

(5) 事務の臨時代理の報告について（厚木市学校運営協議会委員の委嘱について） **【教育指導課】**（資料5）

(6) 学校選択制の実施結果について **【教育総務課・学務課】**（資料6）

(7) 令和8年度学校施設整備計画について **【学校施設課】**（資料7）

6 閉会

令和8年4月定例教育委員会教育長報告

令和8年3月24日（火）に開催されました3月定例会以後の主な行事等18件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 3月25日（水） 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
寄附贈呈式
○寄附物品 小学校高学年向け補助教材「農業とわたしたちの暮らし」
（市内各小学校5年生 約1,750冊）
○出席者 厚木市農業協同組合
常務理事、組織文化部次長兼生活ふれあい課長、
企画課職員、生活ふれあい課職員
- 2 3月30日（月） 厚木市役所本庁舎 4階 第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 黄色いワッペン 1,590枚
○出席者 株式会社みずほ銀行 厚木支店 支店長
損害保険ジャパン株式会社 神奈川支店 厚木支社 支社長
明治安田生命保険相互会社 町田支社 市場統括部長
第一生命保険株式会社 厚木支社 支社長
- 3 同 日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和7年度 退職教職員感謝状贈呈式
- 4 3月31日（火） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室ほか
教育委員会人事発令（出向）
令和7年度 退任校長感謝状贈呈式
- 5 4月 1日（水） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室ほか
教育委員会人事発令（出向・異動）
教職員異動辞令伝達式
教育委員会関係辞令交付式
- 6 4月 3日（金） アミューあつぎ7階 アミュースタジオ
令和8年度 第1回初任者研修会（講話）
○参加者数 105人

- 7 4月 4日(土) 厚木文化会館 小ホール
令和8年度 厚木市青少年指導員連絡協議会総会

- 8 4月 7日(火) 厚木市役所本庁舎 4階 第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 交通安全クリアファイル 1,700枚
○出席者 日産自動車株式会社 テクニカルセンター
R&D総務・ファシリティマネジメント部
部長、課長、課長代理
厚木市議会議員

- 9 同 日 厚木市立依知中学校 体育館
令和8年度入学式

- 10 4月 8日(水) 厚木市立鳶尾小学校 体育館
令和8年度入学式

- 11 4月 9日(木) 厚木市立厚木小学校校門前
厚木小学校登校児童見守り活動

- 12 同 日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和8年度 第1回厚木市小・中学校長会議

- 13 4月12日(日) 神奈川工科大学厚木市子ども科学館
サイエンスホール250
令和8年度 厚木市子ども会育成連絡協議会総会

- 14 4月13日(月) 厚木市役所本庁舎 4階 第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 横断旗 300本
○出席者 神奈川トラック運送事業団体 厚木第一地区会
会長、副会長(2人)

- 15 4月17日(金) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和8年度 厚木市教育研究所教育調査研究部会発足式
○出席者 教育研究員11人

- 16 4月18日(土) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室
令和8年度 青少年相談員連絡協議会総会

- 17 4月22日(水) 厚木市役所本庁舎 4階 第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 湘南ベルマーレ観戦チケット(Jリーグ)
○出席者 産業能率大学
学長補佐、湘南学生サービスセンター長、職員
- 18 4月25日(土) 七沢郵便局北側畑地
第23回 せんみ風揚げ大会 (玉川公民館 文化振興事業)

議案第 15 号

令和 9 年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市
教育委員会の方針の制定について

令和 9 年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会
の方針を別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

本市立小・中学校で使用する教科用図書について、適正かつ公正な採択を行うため、
令和 9 年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針を定める。

令和9年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る
厚木市教育委員会の方針（案）

厚木市教育委員会は、令和9年度に厚木市立小・中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

- 1 厚木市教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに神奈川県教育委員会の採択方針等に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下、「一般図書（特別支援学級用）」という。）を除き、文部科学省から送付される目録に登載された教科用図書のうちから採択する。なお、一般図書（特別支援学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- 2 採択の公正確保に向け、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障を来す事態が生じないように努める。
- 3 採択結果や採択理由等に関する情報は、採択権限を有する者の責任において適切に公開する。

令和 8 年度に実施する教科用図書採択について

1 採択について

学校教育法^{*1}及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律^{*2}を根拠に行う。

※1 小学校：第34条第1項 中学校：第49条で小学校の規定を準用

小学校（中学校）においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

※2 第13条第1項

都道府県内の義務教育諸学校（中略）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（中略）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第13条第6項

第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（中略）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、この限りでない。

第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。^{*3}

※3 ※2の法律の施行令「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」

第15条第1項

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（中略）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択の対象

【教科用図書】

継続使用に伴う採択

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条）

ア 使用4年目となる小学校の教科用図書（令和6～9年度使用）

イ 使用3年目となる中学校の教科用図書（令和7～10年度使用）

【学校教育法附則第9条第1項^{*4}に規定する教科用図書】

特別支援学級における教科用図書

※4 第9条第1項

（前略）特別支援学級においては、（中略）文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

参考資料 2-①

【今後の小・中学校教科用図書の使用・採択・検定・改定の周期】

令和 7 年 12 月 15 日 教育課程部会 総則・評価特別部会 (第 4 回) 【参考資料 3】学習指導要領等の改訂に関するスケジュール (イメージ) を基に作成

	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)
	使用 4 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)	・ R12 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 4 年目			使用 5 年目		
	R5 採択教科書使用 3 年目					
小 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R5 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ 新学習指導要領の採択 拠の教科書の採択 (新規調査)	・ R11 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択	・ R11 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択
	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択	・ 特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 5 年目			使用 6 年目 (最終)		
	R6 採択教科書使用 2 年目					
中 学 校	学 習 指 導 要 領 改 訂	・ R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 5 年目継続についての採択	・ R6 採択教科用図書の使用 6 年目継続についての採択 (新規調査)</	

前回改訂と同様のスケジュールと仮定した場合であり、今後変更の可能性がありうる。

【今後の小・中学校教科用図書の使用・採択・検定の周期】（令和7年4月定例会で提示したもの）

	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
	R6 採択教科書使用 2 年目			R9 採択教科書使用 1 年目	
小 学 校	・R5 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての 採択	・R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての 採択	・R5 採択教科用図書が R9 に使用期限（4 年）となることを受けた、R10 から使用する教科用図書の新規の調査による採択	・R9 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての 採択	・R9 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての 採択
	・特別支援学級における教科用図書の採択	・特別支援学級における教科用図書の採択	・特別支援学級における教科用図書の採択	・特別支援学級における教科用図書の採択	・特別支援学級における教科用図書の採択
	R6 採択教科書使用 1 年目			使用 4 年目（最終）	
中 学 校	・R6 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての 採択	・R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての 採択	・R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての 採択	・R6 採択教科用図書が R9 に使用期限（4 年）となることを受けた、R11 から使用する教科用図書の新規の調査による採択	・R10 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての 採択
	・特別支援学級における教科用図書の採択	・特別支援学級における教科用図書の採択	・特別支援学級における教科用図書の採択	・特別支援学級における教科用図書の採択	・特別支援学級における教科用図書の採択
	使用 2 年目			R10 採択教科書使用 1 年目	

厚木市立中学校部活動地域展開推進計画 (案)

令和 8 年 月

厚木市

目次

1	計画の概要	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画の構成	3
2	策定の背景	4
(1)	国と県の動向	4
(2)	本市の部活動の現状と課題	6
3	今後の方向性	10
(1)	目指す将来像（目指す姿）	10
(2)	基本的な考え方	11
(3)	施策の展開	12
	施策1 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動の環境の整備	13
	施策2 指導者の質の保障・量の確保	13
	施策3 適正な活動と持続可能な運営体制の構築	14
4	計画の推進	16
(1)	進行管理	16
(2)	推進体制	16
	資料編	17
1	アンケート調査	17
1-1	児童・生徒アンケート、保護者アンケート	17
1-2	教職員アンケート	25
1-3	児童・生徒アンケート、保護者アンケート及び 教職員アンケート調査のまとめ	28
1-4	アンケート調査の質問と回答結果	29
2	検討組織	45
3	策定の経過	48
4	用語説明	51

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

生徒の自主的、自発的な参加により行われる学校部活動（以下「部活動」という。）は、現行の学習指導要領において、学校教育の一環として位置付けられ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

一方で、近年の少子化に伴う学校の小規模化が進行する中、部活動数の減少に伴い、生徒の活動を制限せざるを得ない状況が生まれています。

また、運動部においては複数校で合同チームを編成するなど、従前と同様の学校単位での維持が難しくなっています。さらに、部活動の設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、「教員以外が積極的に参画すべき業務」と位置付けられていますが、専門性や意思にかかわらず教員が顧問を務める実態があり、これまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層難しくなっています。

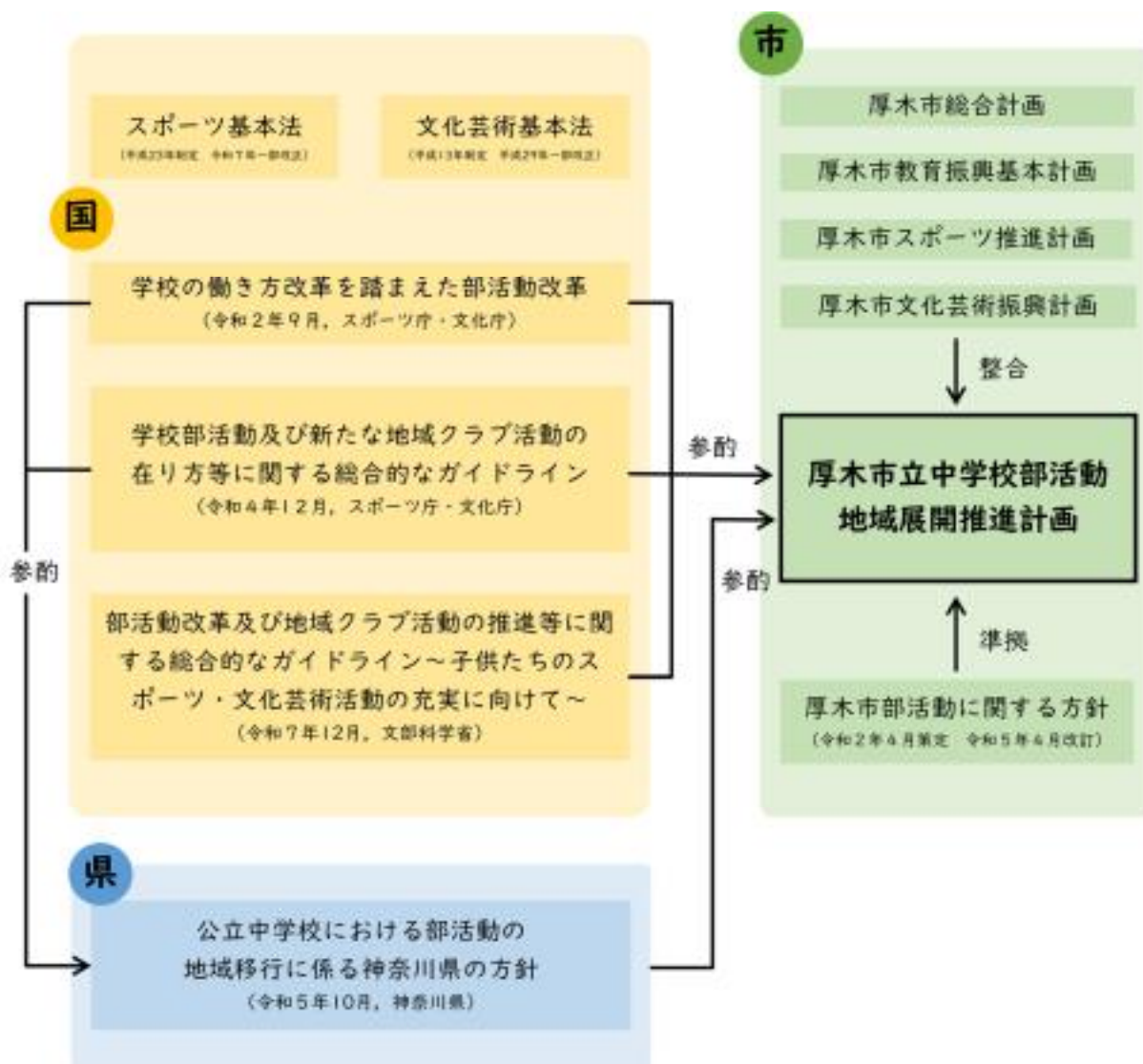
こうした中、スポーツ庁・文化庁は、令和4（2022）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和7（2025）年12月には新たなガイドラインが策定されました。神奈川県においても、令和5（2023）年10月に「公立中学校における部活動の地域移行にかかる神奈川県の方針」が策定されています。

厚木市と厚木市教育委員会では、国や県の動向及び本市の部活動の現状における課題を踏まえ、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくに当たり、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支える取組（地域展開）を進めていくために必要な体制整備やスケジュールなど、施策の具体的な方針を示した、厚木市立中学校部活動地域展開推進計画（以下「推進計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の位置付け

推進計画は、国のガイドラインや県の方針等を踏まえ、本市の部活動地域展開を進めるための計画として位置付けるものです。

〈推進計画の位置付け〉



(3) 計画の構成

推進計画は、国が改革実行期間と位置付ける令和 8 (2026) 年度から令和13 (2031) 年度までの 6 年間とします。

計画の推進に当たっては、国や県の動向等と整合を図るとともに、学校や地域等の実情に即した実効性のある取組を着実に進めるため、令和 8 (2026) 年度から令和10 (2028) 年度までの 3 年間を前期、令和11 (2029) 年度から令和13 (2031) 年度までの 3 年間を後期とし、それぞれ具体的な取組を厚木市立中学校部活動地域展開推進計画アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)として定めて、取り組んでいくこととします。

〈計画期間〉



※令和14(2032)年度以降につきましては、後期アクションプランの結果及び国や県の動向を踏まえて、平日における部活動の地域展開を推進していきます。

地域クラブ活動

地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動のこと。

現在、生徒がスポーツ・文化芸術活動を行うことができる場としては、部活動と地域クラブがあることになります。

2 策定の背景

(1) 国と県の動向

スポーツ庁・文化庁は、令和4(2022)年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、「休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めること」が示されました。

また、文部科学省は令和7(2025)年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめや、同年6月からの「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」での議論等を踏まえ、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～（以下「国ガイドライン」という。）」を策定し、「休日の地域展開については、令和13(2031)年度までの改革実行期間内に、原則、全ての部活動において地域展開の実現を目指すこと。ただし、地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい」と示されました。

神奈川県においては、平成30(2018)年4月に「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」を策定し、その後、国の動向を踏まえ、令和5(2023)年3月に一部を改定しました。

また、円滑に地域展開の取組を進めていくために、同年10月に「公立中学校における部活動の地域移行にかかる神奈川県の方針」を策定しました。

さらに、令和7(2025)年9月には、スポーツ基本法の改正により、中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保に係る規定が新設され、部活動の地域展開の推進に向けて、国や地方自治体の責務が明記されました。

(参考)〈国と県の動向〉

時期		国	県
平成 30 年 (2018)	3 月	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁)	
	4 月		神奈川県の一部活動の在り方に関する方針
	12 月	文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン (文化庁)	
令和 2 年 (2020)	9 月	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について (文部科学省)	
令和 4 年 (2022)	6 月	運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言(スポーツ庁)	
	8 月	文化活動の地域移行に関する検討会議 提言(文化庁)	
	12 月	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (スポーツ庁・文化庁)	
令和 5 年 (2023)	3 月		神奈川県の一部活動の在り方に関する方針 (改定)
	10 月		公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針
令和 6 年 (2024)	12 月	地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 中間とりまとめ(スポーツ庁・文化庁)	
		部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂 (文部科学省)	
令和 7 年 (2025)	5 月	地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ(スポーツ庁・文化庁)	
	9 月	改正スポーツ基本法施行	
	12 月	部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～ (文部科学省)	

(2) 本市の部活動の現状と課題

令和 7 (2025) 年 5 月に厚木市教育委員会が実施した「部活動状況調査」等による本市の現状です。

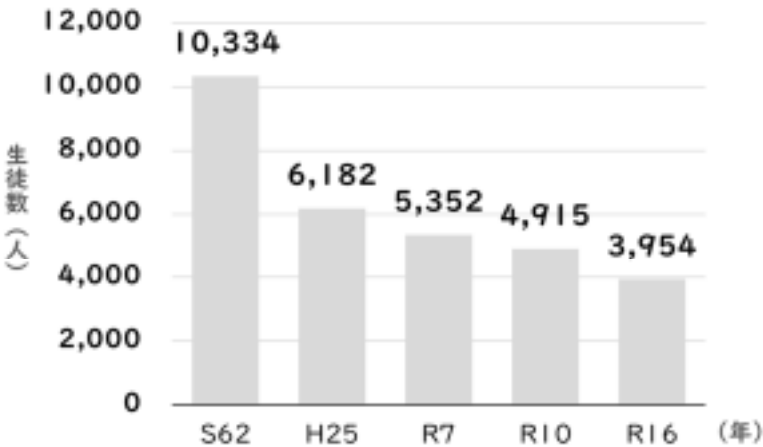
なお、特に記載のない場合、数値は令和 7 (2025) 年 5 月 1 日時点のものとなります。

ア 生徒数の推移

厚木市立中学校における生徒数は5,352人です。生徒数は、平成25 (2013) 年度から12年連続で減少し、昭和62 (1987) 年度のピーク時と比べ約48%減少しています。

将来推計では今後も減少が継続する見込みです。

〈生徒数の推移〉



出典：厚木市児童数・生徒数将来推計（令和 7 年度版）

イ 部活動の設置状況

市立中学校に設置されている部活動は、合計158部です。そのうち、運動部活動（以下「運動部」という。）は112部、文化部活動（以下「文化部」という。）は46部設置されています。最も設置数の多い厚木中学校が18部設置しているのに対し、最も少ない森の里中学校では5部の設置にとどまるなど、中学校間の格差が生じてきています。

〈学校間の設置数の差〉



	厚木中学校		森の里中学校	
	運動部	文化部	運動部	文化部
設置部活動数	陸上競技 水泳競技 バレーボール男子 バレーボール女子 バスケットボール男子 バスケットボール女子 サッカー 軟式野球 ソフトボール女子 ソフトテニス女子 卓球	吹奏楽 演劇 美術 家庭 写真 ボランティア 英語	陸上競技 バレーボール女子 ソフトテニス男子	吹奏楽 美術
設置部活動数	18		5	
生徒数 (人)	761		132	

ウ 設置数及び部員数、加入率の推移

生徒数の減少や加入率の減少に伴い、設置数や部員数が減少しています。部員数は4,122人、加入率は運動部53.3%、文化部23.7%、合計77.0%です。

設置数は、平成30(2018)年度から16部減少しています。うち、運動部は12部減少しており、中でもハンドボールやサッカー、軟式野球、ソフトボールといった団体競技種目が半数以上を占めています。

また、部員数の減少に伴い、一部の運動部の団体競技種目では、単独でのチーム編成が難しくなり、複数校合同でチームを編成して活動している「合同部活動」を実施する学校や競技の数が増加傾向にあります。

なお、年度ごとに部員数が変わるため、合同チームの編成は毎年度行われることとなり、その度に異なる学校と組む状況が散見されます。

文化部は設置数・部員数ともに減少傾向にあり、その減少幅は運動部に比べて小さくなっています。しかしながら、吹奏楽部においては大規模な編成を維持することが難しくなっています。

〈部活動の設置数及び部員数の推移〉



〈加入率の推移〉



加入率は、部員数÷生徒数×100により算出

エ 外部指導者等の状況

部活動の技術的な指導や教員の負担軽減を図るため、顧問の教員等と連携・協力しながら技術指導を行う「部活動指導協力者」や、部活動の顧問として技術的な指導を行う「部活動指導員」を導入しており、公費により配置しています。

令和 7 (2025) 年 12 月末時点において、36 の運動部と 24 の文化部に配置しています。学校によっては、指導者の配置が必要な部活動に対して、適切な地域人材が見つからないケースが散見されており、安定的な人材確保が課題となっています。

オ 休日の部活動の状況

「厚木市部活動に関する方針」において、休養日は、「週当たり 2 日以上、休養日を設ける（平日及び休日それぞれで 1 日以上又は、休日 2 日以上を休養日とする。休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）。」としています。

また、活動時間は、「3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。」としています。

なお、令和 7 (2025) 年 9 月の 1 ヶ月間において、休日の部活動を月 1 回以上実施した割合は、運動部で 100%、文化部で 50%でした。

カ 部活動指導における教員の実態

令和 4 (2022) 年度に神奈川県が実施した「神奈川県公立学校教員の勤務実態調査」によると、1 週間当たりの在校等時間等（持ち帰り業務は含まない。）は、中学校の総括教諭・教諭で平均 63 時間 26 分であり、法定の勤務時間を約 21 時間上回る長さです。

また、「教員一人当たりの 1 日の業務内容別在校等時間」において、令和 4 (2022) 年では部活動指導に係る平均の時間は、週休日・休日が 2 時間 22 分であり、部活動指導が週の在校等時間を長くする要因となっていることが分かります。

ア～カの現状を整理すると、本市の課題は次のようになります。

生徒及び教員数の減少により、学校単位での部活動の維持・継続が困難になっているため、

○通学する学校に自分がやりたいスポーツ・文化芸術活動が存在しないという状況が生じています。

○単独校ではチーム編成が難しくなり、複数校で合同チームを編成して活動する「合同部活動」を実施する学校や競技種目が増加しており、これらの傾向は、今後ますます進行していくことが想定されます。

○専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、難しくなっています。

3 今後の方向性

児童・生徒を対象としたアンケート調査結果によると、取り組んでみたいと考える競技種目（活動）には、通学する学校や既存の部活動では設置されていない活動を含め、多様なニーズがあることが分かりました。

さらに、部活動や習い事に取り組む理由についても、技術の向上にとどまらず、学校内でのつながりや自己の成長への期待、他校の生徒と活動できる点など、多岐にわたることが見られました。これらを踏まえ、本市においては生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する取組を推進します。

(1) 目指す将来像（目指す姿）

「こども」「学校」「地域」の3つの視点で、本市の部活動の地域展開が目指す将来像（目指す姿）をまとめると、次のようになります。

ア こどもの目指す姿

- (ア) 活動の選択の幅が広がり、自らの志向に応じて主体的に参加できる。
- (イ) 学校の枠を越えた仲間や多世代、地域とつながる。
- (ウ) 学校段階にとらわれない継続的な活動ができる。
- (エ) 専門的な指導を受けることができる。
- (オ) 多様な価値観に触れる中で、自分を磨き、成長することができる。

イ 学校（教員）の目指す姿

- (ア) 学校以外場でこどもの学び・育ちの機会が広がる。
- (イ) 授業など、教員でなければできない業務に専念できることで、教育の質が向上する。
- (ウ) 指導を望む教員は、指導者として継続して指導にあたることができる。
- (エ) 地域とのつながりが深まる。

ウ 地域の目指す姿

- (ア) スポーツ・文化芸術活動を楽しむ機会が拡充され、スポーツ・文化芸術全体の振興につながる。
- (イ) 多世代の交流により、地域社会の維持・活性化につながる。
- (ウ) スポーツ・文化芸術活動を通じて、一人一人のウェルビーイングを高める。

上記ア～ウで示した3つの視点を踏まえ、目指す将来像（目指す姿）を次のように設定します。

**こども、学校、地域が「広がる、つながる、伸びる」
～新たな価値の創出による生徒のより豊かで幅広い活動の実現～**

(2) 基本的な考え方

- ア これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支える取組（地域展開）へと段階的に進めます。
- イ 休日の部活動から段階的に地域展開を進め、平日については、国等の動向を注視しつつ、休日の取組の進捗状況等を検証して進めます。
- ウ 休日のブロック制部活動^{※1}及び市が認定した地域クラブ活動^{※2}の開始により、現在在籍する生徒の活動機会の保障及び教員の負担軽減を図ります。

※1 ブロック制部活動

生徒が活動を幅広く選択できるようにするために、教育委員会が指定するブロック割に基づき、休日に複数校が合同で活動を行う取組（大会への参加も含めたもの）です。

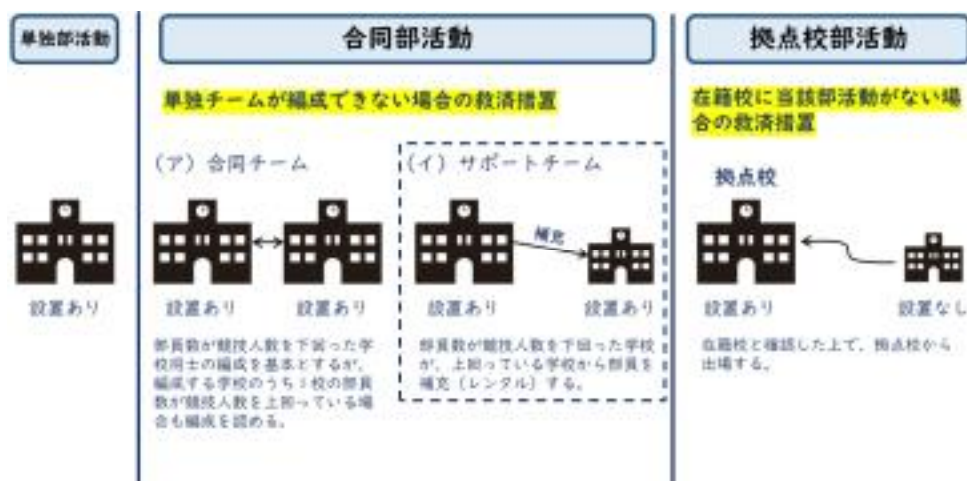
通学する学校に希望する部活動が設置されていない場合においても、ブロック内にある部活動に参加することができます。

なお、ブロック内にも部活動が設置されていない場合、ブロックを越えることも認めます。

北ブロック	依知中、藤塚中、睦合東中
中ブロック	荻野中、睦合中、林中
西ブロック	小鮎中、玉川中、南毛利中、森の里中
南ブロック	厚木中、東名中、相川中



なお、部活動として大会に参加するには、次の3つの形態のいずれかになります。



※2 市が認定した地域クラブ活動

部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展をはじめとした諸要件を満たす地域クラブを認定するものです。

(3) 施策の展開

部活動の地域展開に当たり、3で掲げた目指す将来像（目指す姿）を実現するための具体的な施策を次のとおりとします。

施策1 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動の環境の整備

- ① 児童・生徒・保護者のニーズの把握
- ② 地域クラブ活動を認定する仕組みの構築
- ③ 地域展開の進捗状況や取組内容の見える化

施策2 指導者の質の保障・量の確保

- ① 地域クラブ活動で指導を希望する教員が、兼職兼業の許可を得て従事する仕組みの整理と労務管理システムの確立
- ② スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携
- ③ 指導者向け研修機会等の提供

施策3 適正な活動と持続可能な運営体制の構築

- ① 運営団体、実施主体の確保・整備
- ② 受益者負担による自立した運営を継続できる仕組みの構築
- ③ 活動場所の確保
- ④ 生徒の安心・安全の確保

施策1 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動の環境の整備

部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する地域クラブ活動を推進します。

① 児童・生徒・保護者のニーズの把握

アンケート調査の実施等を通じて、幅広い児童・生徒・保護者等の意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動の改善や運営方針に反映します。

また、活動開始後においても、満足度や課題に関する定期的なアンケート調査や意見聴取を実施し、継続的に実態の把握を進めます。

② 地域クラブ活動を認定する仕組みの構築

国のガイドラインに基づき、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動を認定するために、地域クラブ活動の認定制度に係る認定要件及び認定手続等に基づく認定の仕組みを構築します。

また、指導者の登録制度における登録・研修等の基準を踏まえ、生徒が安全・安心に活動できる環境を整備します。

③ 地域展開の進捗状況や取組内容の見える化

生徒・保護者はもとより、スポーツ・文化芸術関係団体等の関係者や市民の理解と協力の下で、地域クラブ活動を行う環境を整備するため、ホームページ、リーフレット、動画等、様々な手段や機会を活用した積極的な情報発信を行います。

施策2 指導者の質の保障・量の確保

生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境を整備するために、専門性や資質・能力を有する指導者を確保します。

① 地域クラブ活動で指導を希望する教員が、兼職兼業の許可を得て従事する仕組みの整理と労務管理システムの確立

休日に地域クラブ活動で指導を希望する教員が指導できるよう、兼職・兼業の手続を整備します。

また、地域クラブ活動における指導に係る基準や手続等を教員に周知するとともに、労務管理するシステムを確立します。

② スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携

スポーツ・文化芸術団体や大学等と連携し、相互に協力を得ながら、指導者の確保に向けた効果的な支援策について検討し、計画的に実施します。

また、多様な人材の参画を促進するとともに、指導者の育成や資質向上に資する取組を推進し、安定的かつ継続的な指導体制を構築します。

③ 指導者向け研修機会等の提供

指導者や地域クラブ活動の実施団体等の関係者に対し研修等を通じて、安全で適正な指導の質の確保及び指導者の資質向上を図ります。

また、ガイドラインの周知、各種情報提供を行うなど、必要な支援の充実を図ります。

施策3 適正な活動と持続可能な運営体制の構築

地域クラブ活動が安定的かつ継続的に運営できるような体制の構築を進めます。

① 運営団体、実施主体の確保・整備

次の表は、国が示す「地域クラブ活動への移行における運営形態の類型例」です。生徒が持続的・安定的にスポーツ・文化芸術活動に取り組めるよう、本市の実情を踏まえ、適切な運営団体、実施主体を確保・整備します。

類型		運営形態
区分	運営型	
市町村運営型	地域団体・人材活用型	市町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体・文化芸術団体等連携型	市区町村が競技団体・文化芸術団体等と連携して運営する形として実施
地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会・文化芸術団体等運営型	体育・スポーツ協会、文化芸術団体等が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施

出典：運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集
(令和4年11月、スポーツ庁)

② 受益者負担による自立した運営を継続できる仕組みの構築

地域クラブ活動では、指導者への人件費など、運営に必要な経費が発生するため、現行の部活動と比べて保護者の負担が増える可能性があります。本市の実情に応じて、受益者負担と公的負担のバランスを踏まえた費用負担の在り方について検討します。

また、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援についても検討します。

③ 活動場所の確保

学校施設や市の社会教育施設、スポーツ・文化施設について、利用規則や減免規定等の見直しを図るなど、活動場所を確保しやすい環境づくりを進めます。

なお、体育館や音楽室などの学校施設を使用する際には、地域クラブ活動の参加者が他の教室等へ立ち入ることがないように、施設の適切な管理やセキュリティ対策についても検討します。

④ 生徒の安心・安全の確保

地域クラブ活動においても、部活動と同様に、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築します。

また、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化を図るとともに、怪我等が生じた際に生徒や指導者が十分な補償を受けられるよう、適切な保険制度を整備します。

4 計画の推進

(1) 進行管理

本計画の進行管理については、P D C Aサイクルを活用した進行管理を行います。

また、推進計画に位置付ける施策の進捗状況等の確認を附属機関が継続的に行い、点検結果に応じて取組の見直しを行うなど計画の実効性を確保します。

(2) 推進体制

本計画の推進に当たっては、教育指導課を主管課とし、教育委員会及び市長部局の関係課等で組織する厚木市部活動地域展開検討委員会を中心に関係部局が横断的に連携し、部活動の地域展開を着実に進めます。

また、部活動改革の趣旨や取組内容、今後の方向性について、様々な機会を通じて積極的かつ丁寧に周知・広報していきます。

資料編

1 アンケート調査

1-1-1 児童・生徒アンケート、保護者アンケート

厚木市の児童・生徒及びその保護者の部活動や習い事に係る意識や実態、部活動の地域展開に対する考え等を把握するため、次のとおり、スポーツ・文化芸術活動に関するアンケート調査を実施しました。

〈アンケート調査の概要〉

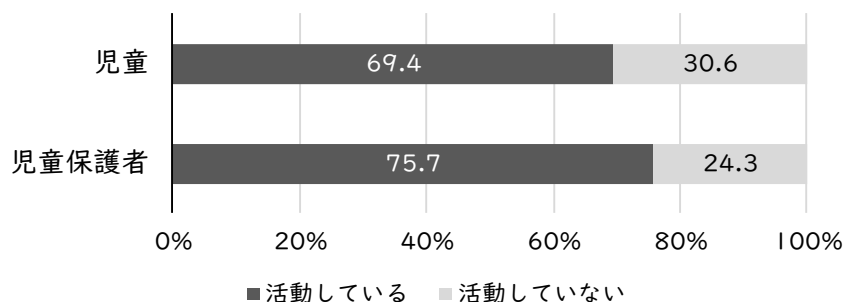
	児童及び児童保護者	生徒及び生徒保護者
回答方法	e-kanagawa 電子申請	
調査対象	(1) 児 童 (小学5～6年) (2) 保護者 (小学5～6年)	(1) 生 徒 (中学1～3年) (2) 保護者 (中学1～3年)
有効 回答数	(1) 1,509 件 (回答率：約 43%) 小学5年：828 人 小学6年：681 人 (2) 1,097 人 (回答率：約 31%)	(1) 4,325 件 (回答率：約 81%) 中学1年：1,508 人 中学2年：1,404 人 中学3年：1,413 人 (2) 981 人 (回答率：約 18%)
調査期間	(1)(2) 令和7(2025)年 10～11月	(1) 令和7(2025)年 8～9月 (2) 令和7(2025)年 10～11月
主な 調査項目	・現在のスポーツ・文化芸術に関 わる習い事について ・中学入学後のスポーツや文化 芸術に関わる活動について ・部活動の地域展開について	・令和7(2025)年6月1日時点 における、スポーツや文化芸術 に関わる活動について ・部活動の地域展開について

1-1-2 アンケート調査の結果

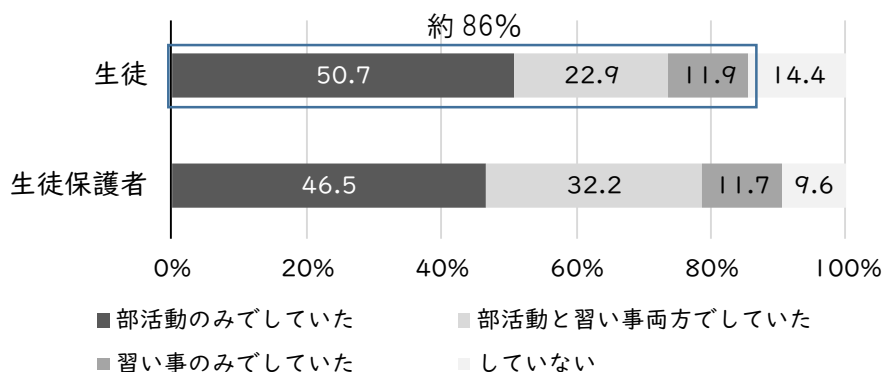
(1) スポーツ・文化芸術に関する活動【児童・生徒】

スポーツ・文化芸術活動を行っているという回答した児童・生徒は、保護者回答と多少の差はあるものの、児童は約 70%、生徒は約 86%でした。これらの結果から、多くの児童・生徒は、部活動や習い事を通して、スポーツ・文化芸術に触れる機会を有していることが分かります。

(児童及び児童保護者)



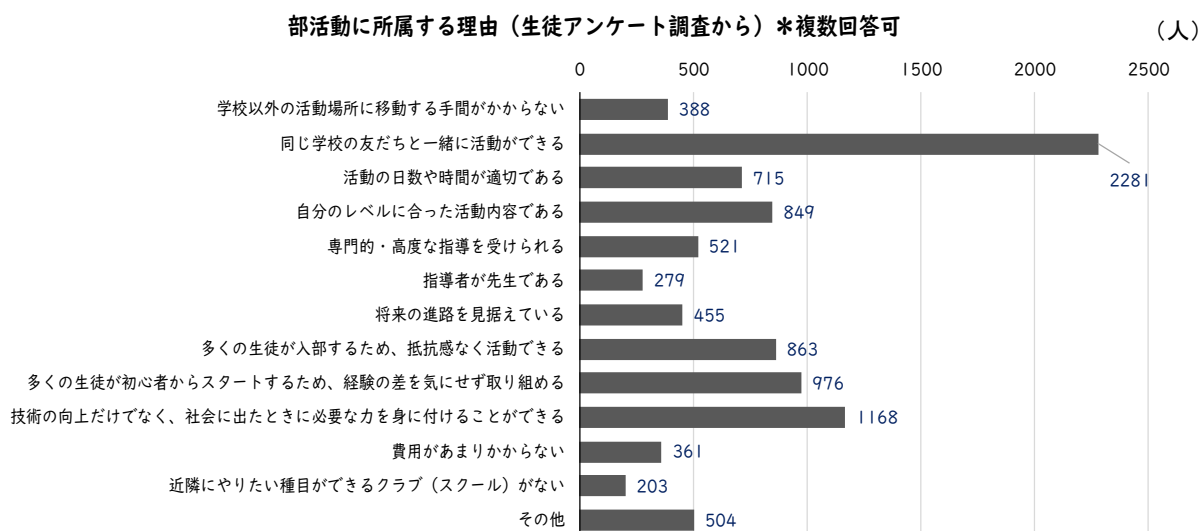
(生徒及び生徒保護者)



また、スポーツ・文化芸術活動をしている約 86% (3,701 人) の生徒のうち、習い事に所属していない生徒は約 59% (2,193 人) いることから、スポーツ・文化芸術活動に触れる機会は、多くの生徒にとって現状では学校に限られていると考えられます。そのような意味でも、部活動は生徒にとって重要な意義を持つものであるといえます。

(2) 部活動に所属する理由【生徒】

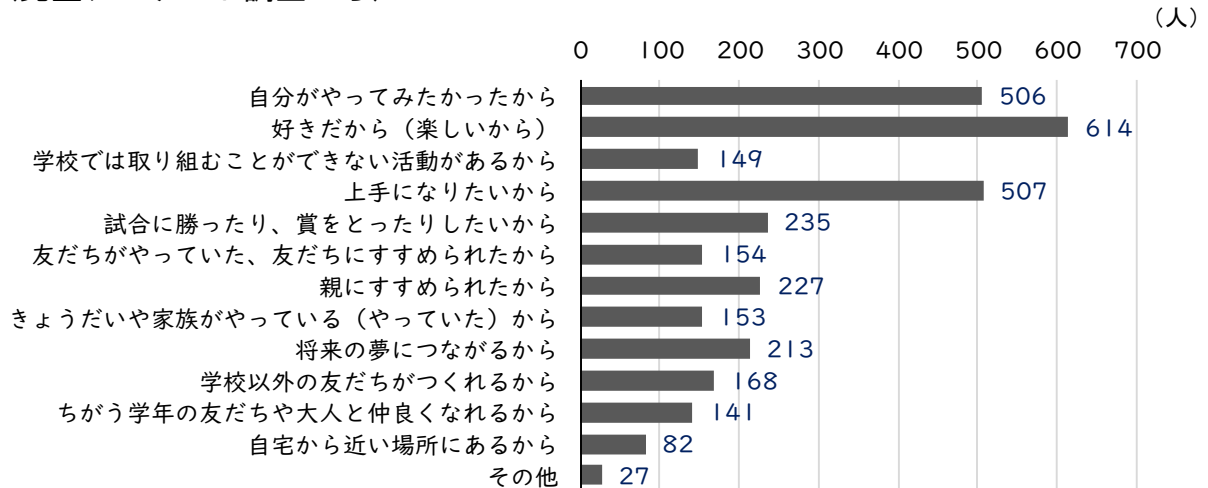
生徒は、「同じ学校の友だちと一緒に活動ができる」が最も多く、次いで、「技術の向上だけでなく、社会に出たときに必要な力を身に付ける」「多くの生徒が初心者からスタートするため、経験の差を気にせず取り組める」「多くの生徒が入部するため、抵抗感なく活動できる」となっています。部活動は特別な準備や負担を意識せずに、気軽に参加できる環境を提供しており、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ入口として重要な役割を果たしていることが分かります。



(3) 習い事をしている理由【児童・生徒】

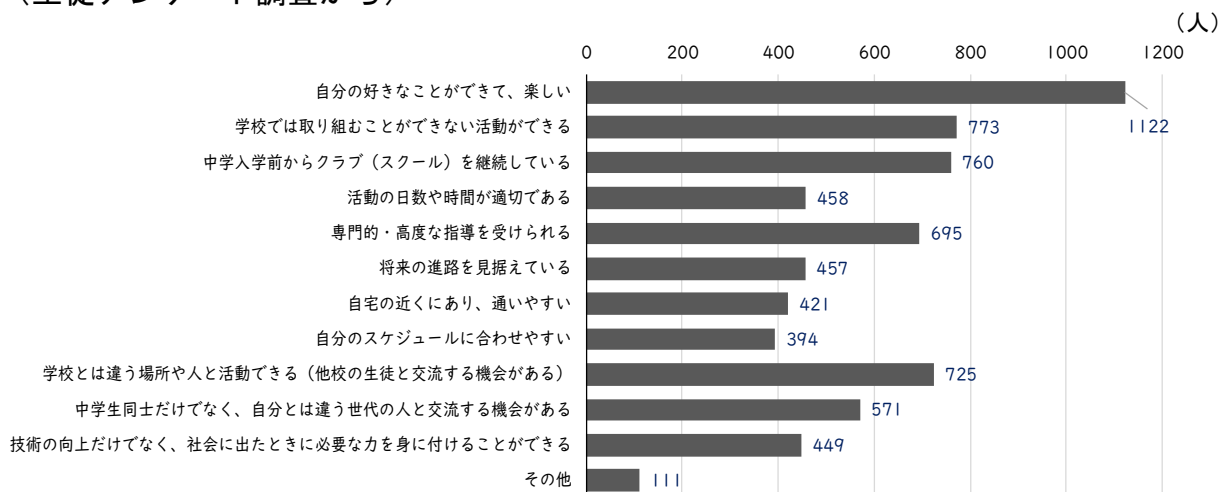
児童は、「好きだから（楽しいから）」が最も多く、次いで、「上手になりたいから」「自分がやってみたかったから」となっています。

(児童アンケート調査から)



一方、生徒は、「自分の好きなことができて楽しい」が最も多く、次いで、「学校では取り組むことができない活動ができる」「中学入学前からクラブ（スクール）を継続している」「学校とは違う場所や人と活動できる（他校の生徒と交流する機会がある）」「専門的・高度な指導を受けられる」となっています。

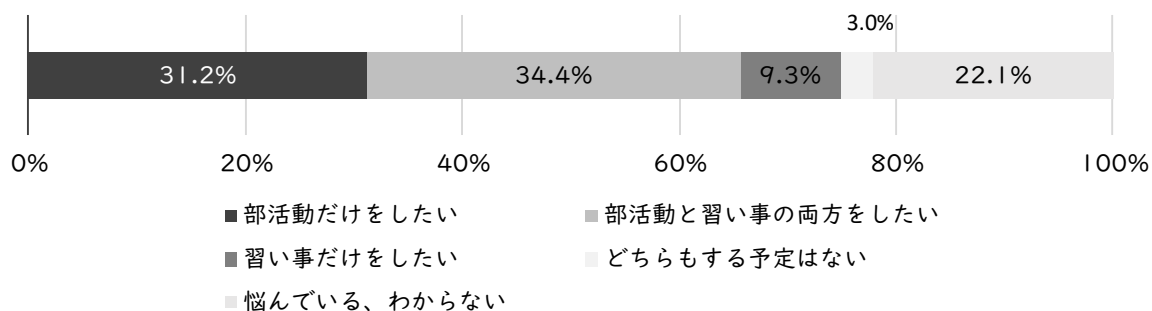
(生徒アンケート調査から)



(4) 中学入学後の活動【児童】

「悩んでいる、わからない」という児童が約 22%はいたものの、約 66%の児童は、部活動に所属したいと考えており、部活動への入部希望が多いことが分かります。

(児童アンケート調査から)

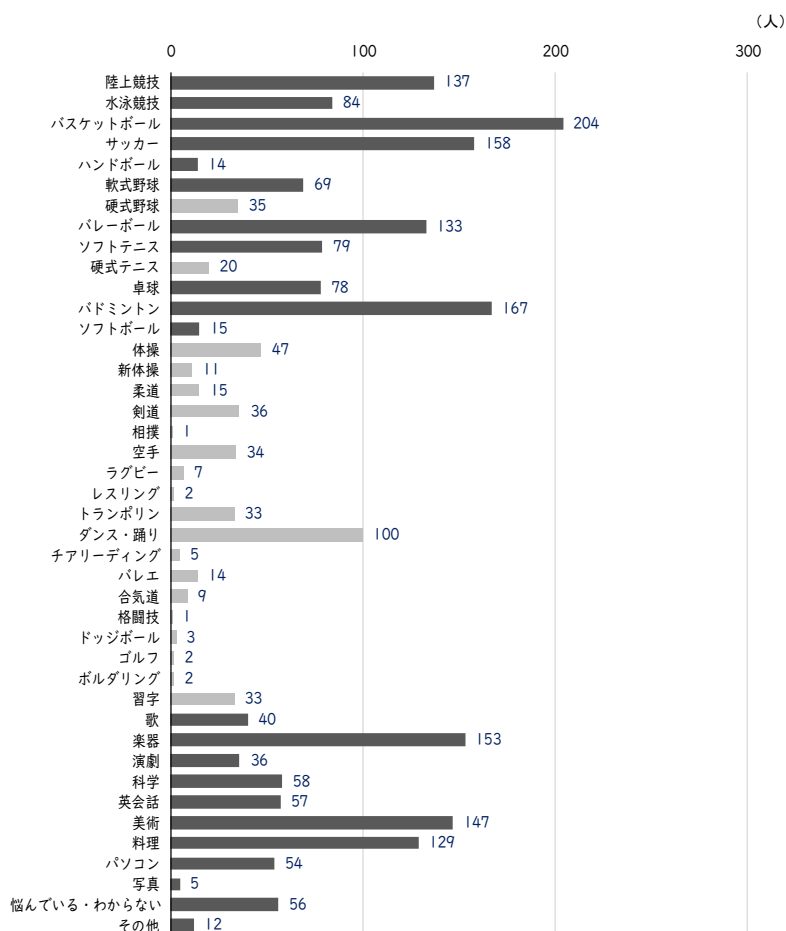


取り組んでみたい活動について、上位3項目はバスケットボール（約 18%）、バドミントン（約 15%）、サッカー（約 14%）でした。

また、部活動にはないダンスも上位に挙がっていました。

なお、自由記述では、パルクールやインラインスケート、フェンシングなどの記述があり、ニーズが多様化していることが分かります。

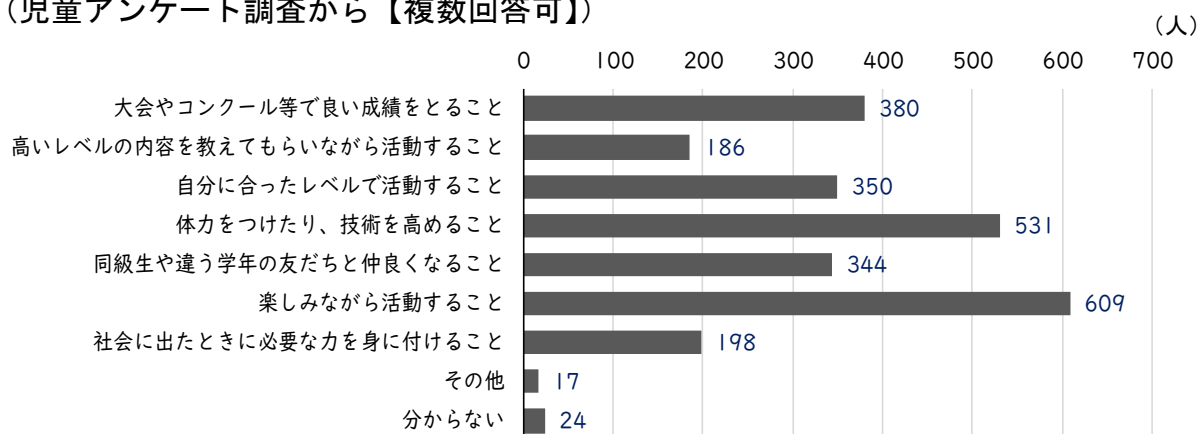
〈取り組んでみたいスポーツ・文化芸術に関する活動【最大3つまで回答】〉



(5) 部活動で目標にしたいこと、習い事で目標にしたいこと【児童】

児童は、部活動で目標としたいことについて、「楽しみながら活動すること」が最も多く、次いで「体力をつけたり、技術を高めること」「大会やコンクール等で良い成績をとること」「自分に合ったレベルで活動すること」となっています。競技志向を求める児童がいる一方で、エンジョイ志向の回答が最も高い結果となりました。

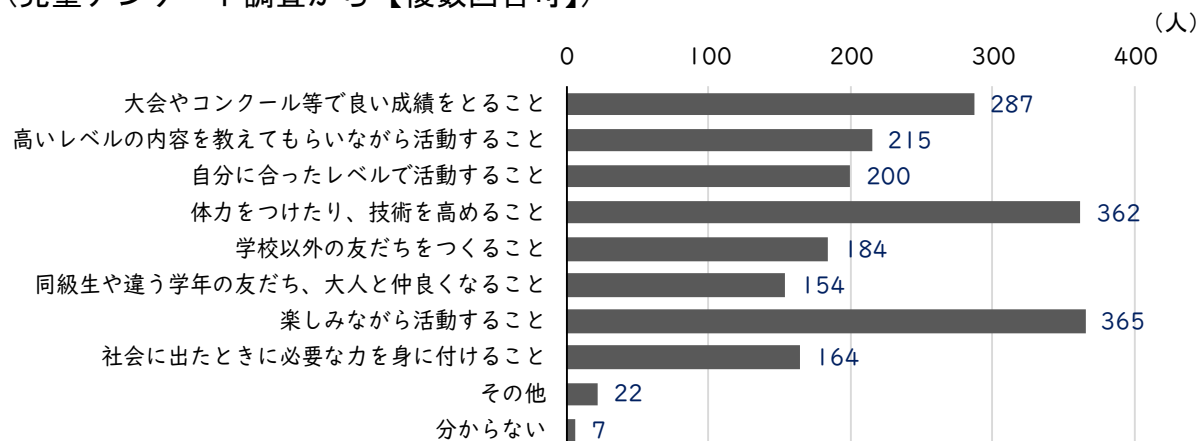
(児童アンケート調査から【複数回答可】)



一方、習い事で目標としたいことについて、「楽しみながら活動すること」が最も多く、次いで、「体力をつけたり、技術を高めること」「大会やコンクール等で良い成績をとること」となっており、部活動と同様の傾向がみられました。

また、部活動と比べると、「高いレベルの内容を教えてもらいながら活動すること」が約 33% と高いことが分かりました（部活動は約 19%）。部活動と習い事は、自らやりたいことを選んで取り組む点や、多様な担い手がこどもの成長を支える点では共通していますが、習い事は、特定のスキルや専門的な技術の習得を目標として取り組んでいることが分かりました。

(児童アンケート調査から【複数回答可】)

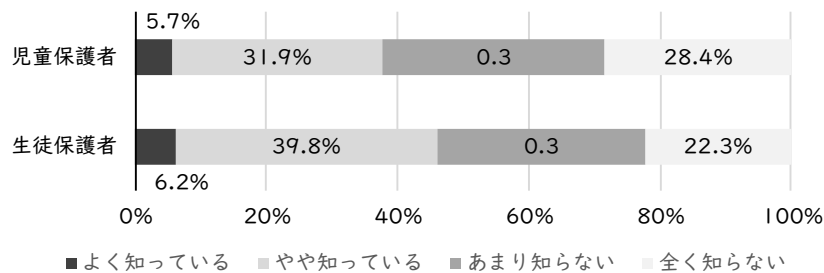


(6) 地域展開に関すること【保護者】

ア 保護者の認知度

「よく知っている」「やや知っている」と回答した割合は、児童保護者は約38%、生徒保護者は約46%にとどまっており、いずれも半数以下であることが分かりました。

(保護者アンケート調査から)

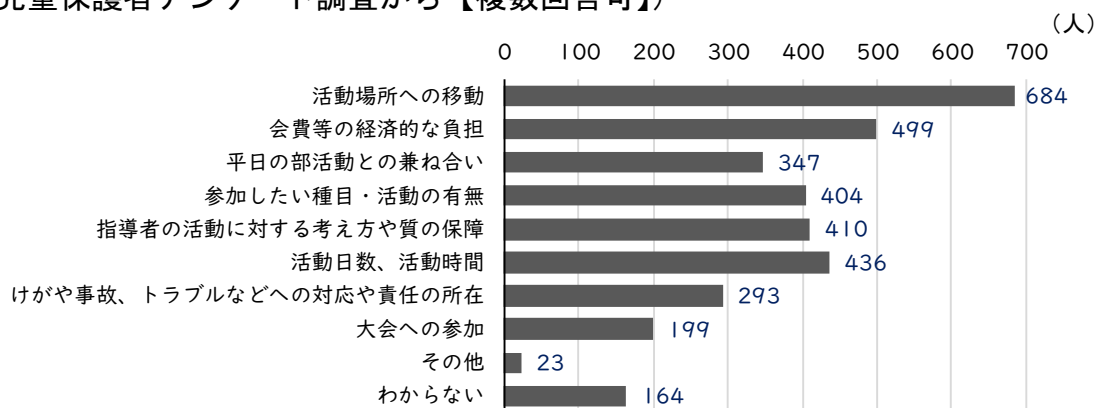


イ 不安なこと

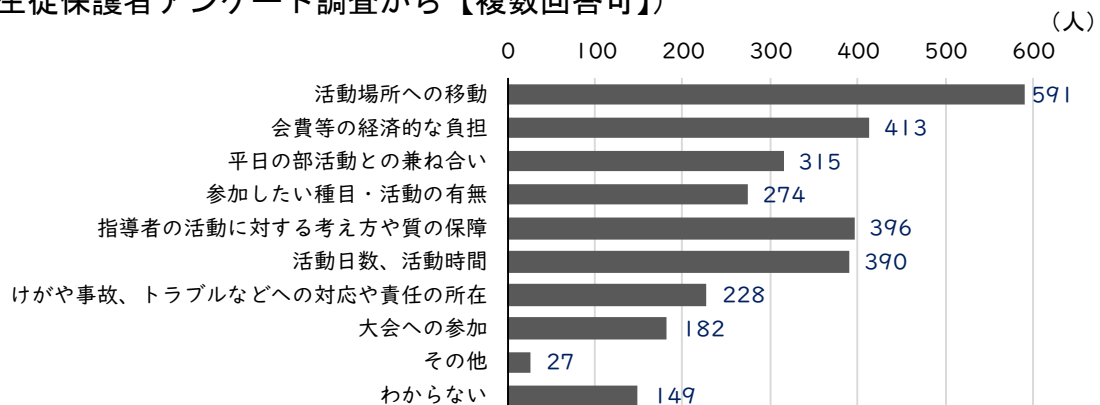
いずれの保護者も、「活動場所への移動」が最も多く、次いで「会費などの経済的負担」でした。

また、「指導者の活動に対する考え方や指導の質の保障」や「活動日数、活動時間」について不安を感じる保護者が多くいることが分かりました。

(児童保護者アンケート調査から【複数回答可】)



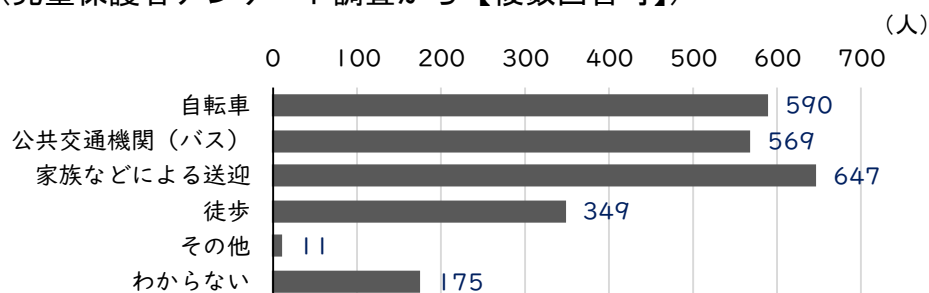
(生徒保護者アンケート調査から【複数回答可】)



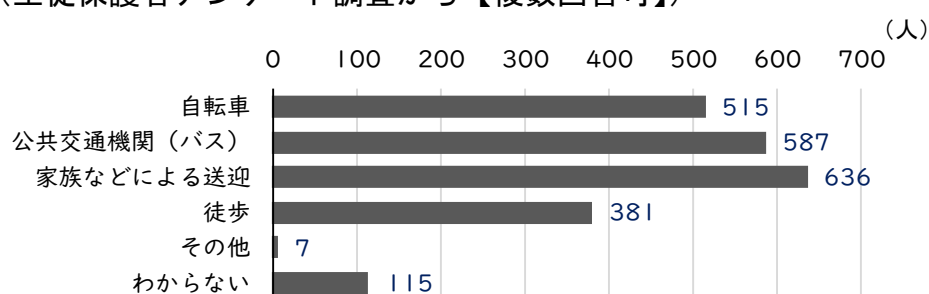
ウ 活動場所への移動手段（休日の昼間に活動する、かつ、活動場所が学校よりも遠方になると仮定した場合）

いずれの保護者も、「保護者による送迎」が最も多くなりました。児童保護者は、次いで「自転車」、「公共交通機関」の順となっています。一方、生徒保護者は、「公共交通機関」、「自転車」の順で続いており、類似した傾向となりました。

（児童保護者アンケート調査から【複数回答可】）



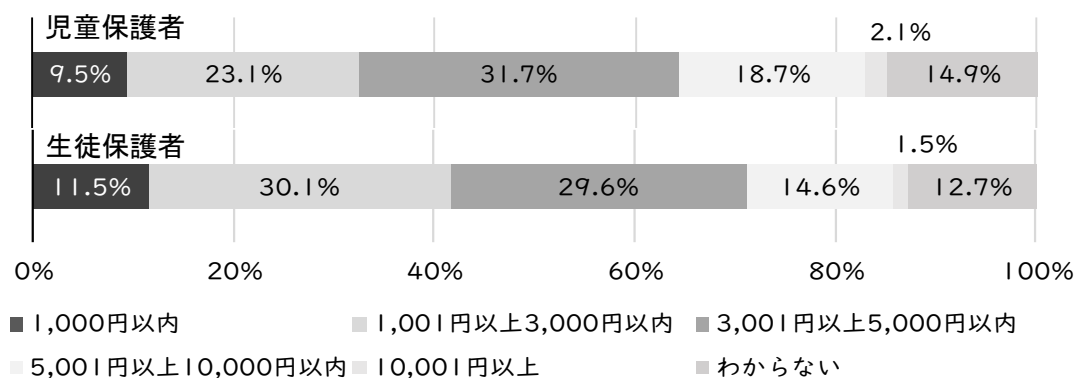
（生徒保護者アンケート調査から【複数回答可】）



エ 毎月の会費（月に4回程度、1回3時間程度と仮定した場合）

児童保護者は「3,001円以上5,000円以内」、生徒保護者は「1,001円以上3,000円以内」が最も多くなりました。また、5,000円以内と回答した割合は、児童保護者で約64%、生徒保護者で約71%という結果でした。

（児童保護者・生徒保護者アンケート調査から）



1-2-1 教職員アンケート

生徒の活動の場を、学校の部活動から地域でのクラブ活動として位置付ける「地域移行」に関して、兼職兼業の許可を得て、地域クラブ活動での指導を希望する教員の状況を把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

〈アンケート調査の概要〉

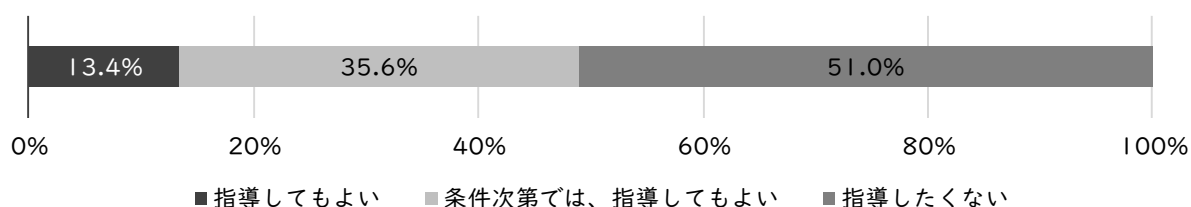
回答方法	google フォーム
調査対象	管理職、教員（再任用、臨時的任用、非常勤講師含む）
有効回答数	396 人（回収率：約 95%）
調査期間	令和 6（2024）年 9 月
主な調査項目	・ 休日の地域クラブ活動における兼職兼業での指導希望の有無 ・ 指導を引き受けられない条件について

1-2-2 アンケート調査の結果

(1) 休日の部活動が地域クラブ活動に移行した場合に、兼職兼業の形で指導すること

「指導したくない」が最も多くなりました。「指導してもよい」「条件次第では、指導してもよい」と回答した割合は、49%でした。

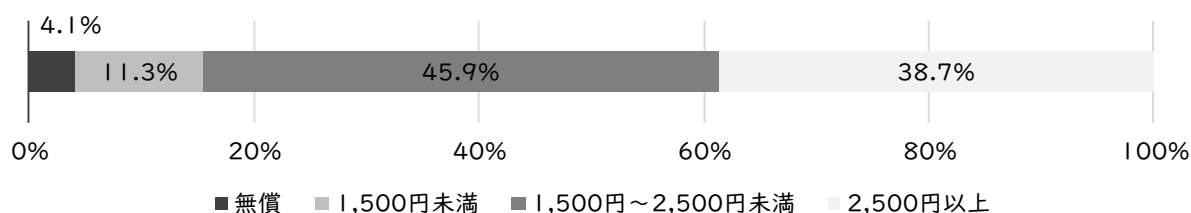
〈休日の地域クラブ活動における兼職兼業での指導希望の有無〉



(2) 兼職兼業の形で指導する場合の 1 時間当たりの希望報酬額

※(1)で、指導してもよい・条件次第では指導してもよいと回答した 194 人を対象
「1,500 円～2,500 円未満」が最も多くなりました。

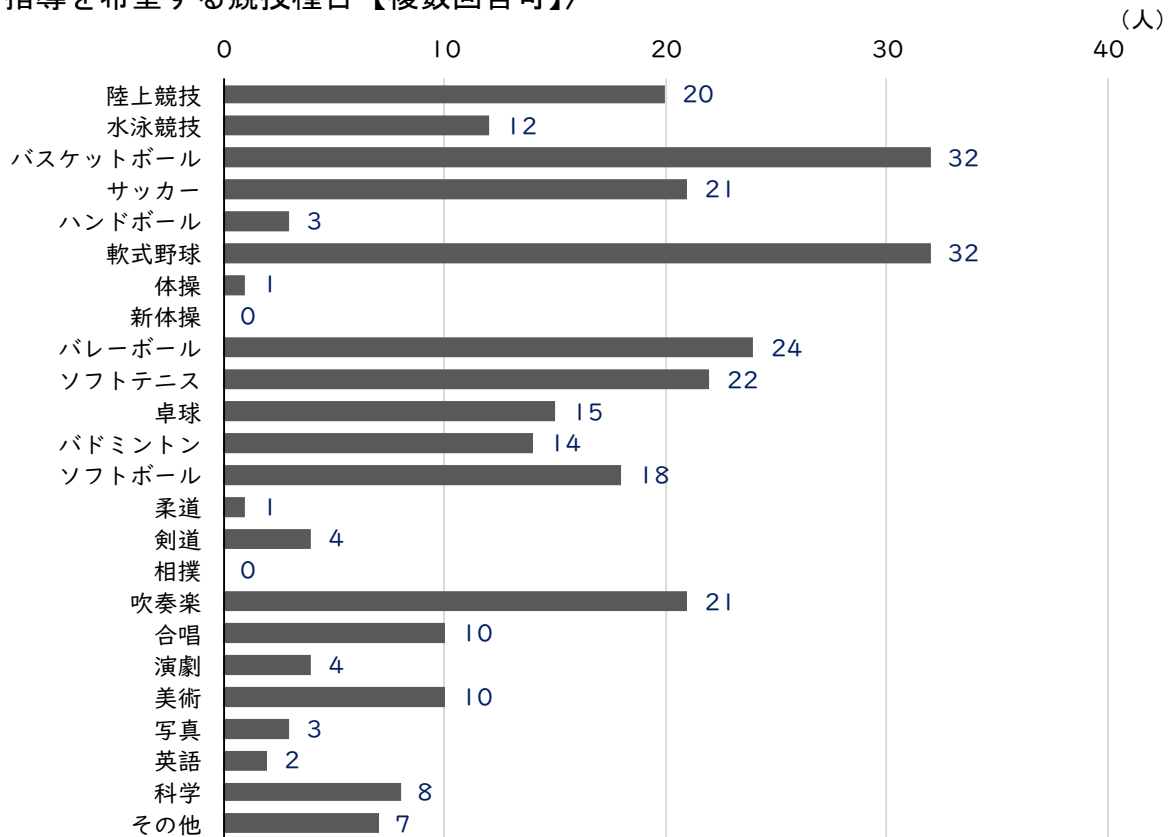
〈1 時間当たりの希望報酬額〉



(3) 指導を希望する競技種目

※(1)で、指導してもよい・条件次第では指導してもよいと回答した 194 人を対象
「バスケットボール」と「軟式野球」が最も多く、次いで「バレーボール」「ソフトテニス」となりました。文化部では、「吹奏楽」が最も多くなりました。

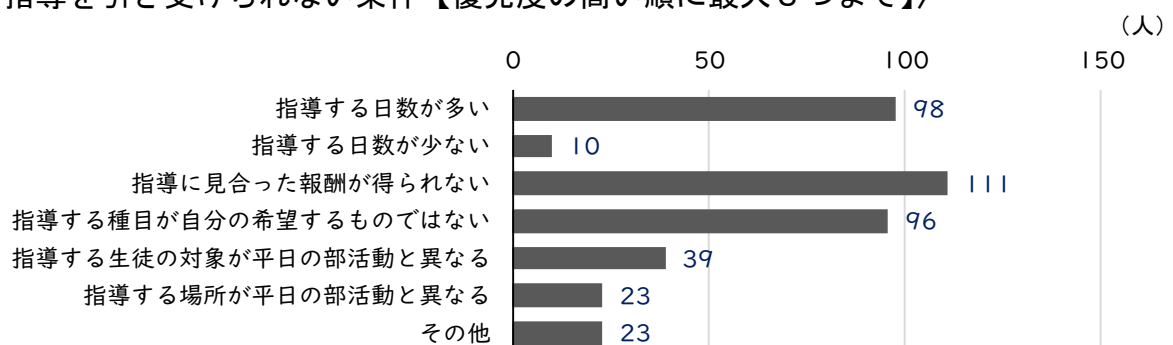
〈指導を希望する競技種目【複数回答可】〉



(4) 指導を引き受けられない条件

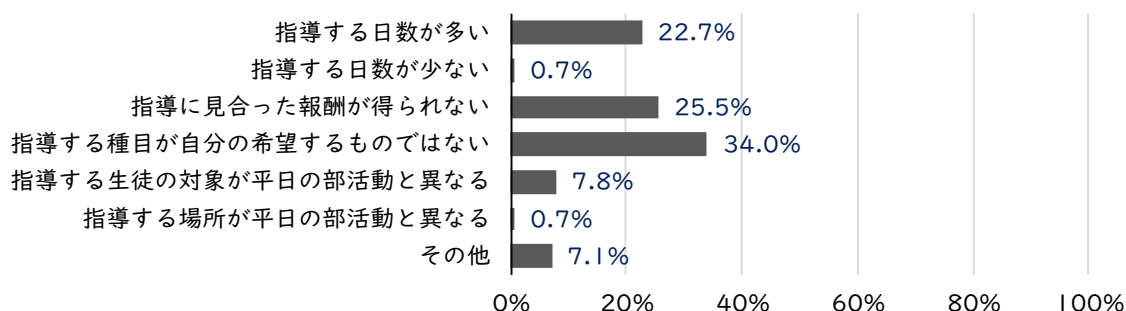
※(1)で、条件次第では、指導してもよいと回答した 141 人を対象
「指導に見合った報酬が得られない」が最も多く、次いで、「指導する日数が多い」、「指導する種目が自分の希望するものではない」となっています。

〈指導を引き受けられない条件【優先度の高い順に最大3つまで】〉

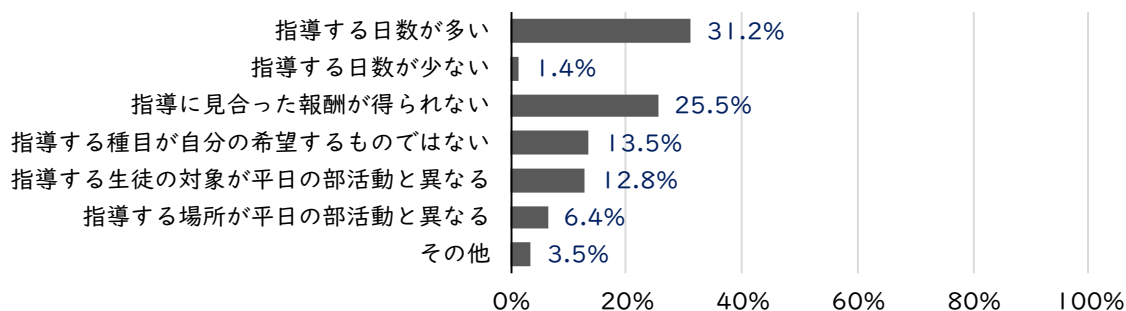


なお、優先度の高い項目に着目すると、「指導する種目が自分の希望するものではない」が最も多く、次いで「指導する日数が多い」「指導に見合った報酬が得られない」というものでした。

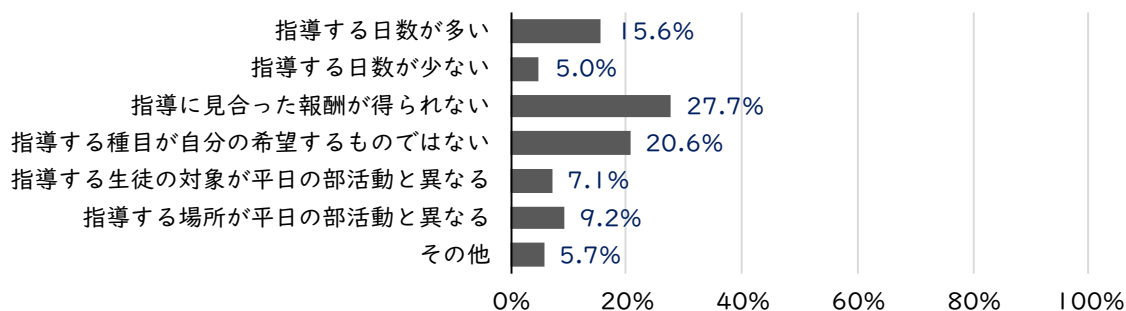
〈引き受けられない条件として、最も優先したいこと〉



〈引き受けられない条件として、2番目に優先したいもの〉



〈引き受けられない条件として、3番目に優先したいもの〉



〈その他（自由記述）〉

- ・責任の所在が不明確である。
- ・保護者から指導者報酬をもらう。
- ・大会運営に関わる。

1-3 児童・生徒アンケート、保護者アンケート及び教職員アンケート調査の まとめ

児童	・約 70%の児童がスポーツ・文化芸術に関する習い事を行っており、習い事の内容も多様。 ・中学入学後の活動について、約 66%の児童は部活動に所属したいと考えている。部活動で目標にしたいことは、「楽しみながら活動すること」が最多。 ・既存の部活動にない活動(ダンス・踊り、体操、剣道等)のニーズも有り。
生徒	・スポーツ・文化芸術活動をしている生徒のうち、約 59%は習い事に所属せず、部活動のみに所属。 ・部活動に所属する理由の上位 3 項目は、「興味・関心」「学校内でのつながり」「成長へ期待」等。一方、習い事に所属する理由の上位 3 項目は、「興味・関心」「学校では得られない経験」「継続性」。 ・希望する部活動の活動日数は平日 4 日、休日 1 日。 ・特に活動していない理由は、「やりたいことがない」が最多。
保護者	・部活動に期待することの上位 2 項目は、児童保護者は「学校内でのつながり」「体力や技術の向上」、生徒保護者は「学校内でのつながり」「スポーツ・文化の享受」。 ・習い事に期待することは、児童・生徒の保護者とも「体力や技術の向上」が最多。 ・部活動をする上での課題や負担の上位 2 項目は、「選択肢の少なさ」「活動場所への送迎」。 ・習い事をする上での課題や負担の上位 2 項目は、児童・生徒の保護者とも「活動場所への送迎」「経済的な負担」。 ・地域展開に対する認知度は、児童保護者 38%、生徒保護者 46%。 ・地域展開による不安なことの上位 2 項目は、児童・生徒の保護者とも「活動場所への移動」「会費等の経済的な負担」。「指導者の質」や「活動日数、活動時間」についての回答も多い。 ・活動場所への移動手段は、児童・生徒の保護者とも「保護者による送迎」が最多。 ・毎月の会費は、児童・生徒の保護者とも「3,001 円以上 5,000 円以内」が最多。
教職員	・「自分が指導したいと思える活動に」「相応の報酬をもらい」「活動日数も負担過多にならない程度(現行同等)」ならば、指導してもよいと考える教員が 49%いる(兼職兼業の形での指導を望まない教員は 51%いる)。 ・1 時間当たりの希望報酬額は、「1,500 円～2,500 円未満」が最多。

1-4 アンケート調査の質問と回答結果

〔注意事項〕

- ・ 回答結果（百分率）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までで示しているため、合計が100%にならないことがあります（複数回答を除く）。
- ・ 複数回答が可能な質問の回答結果（百分率）は、該当質問に対する全回答数を母数として算出しています。

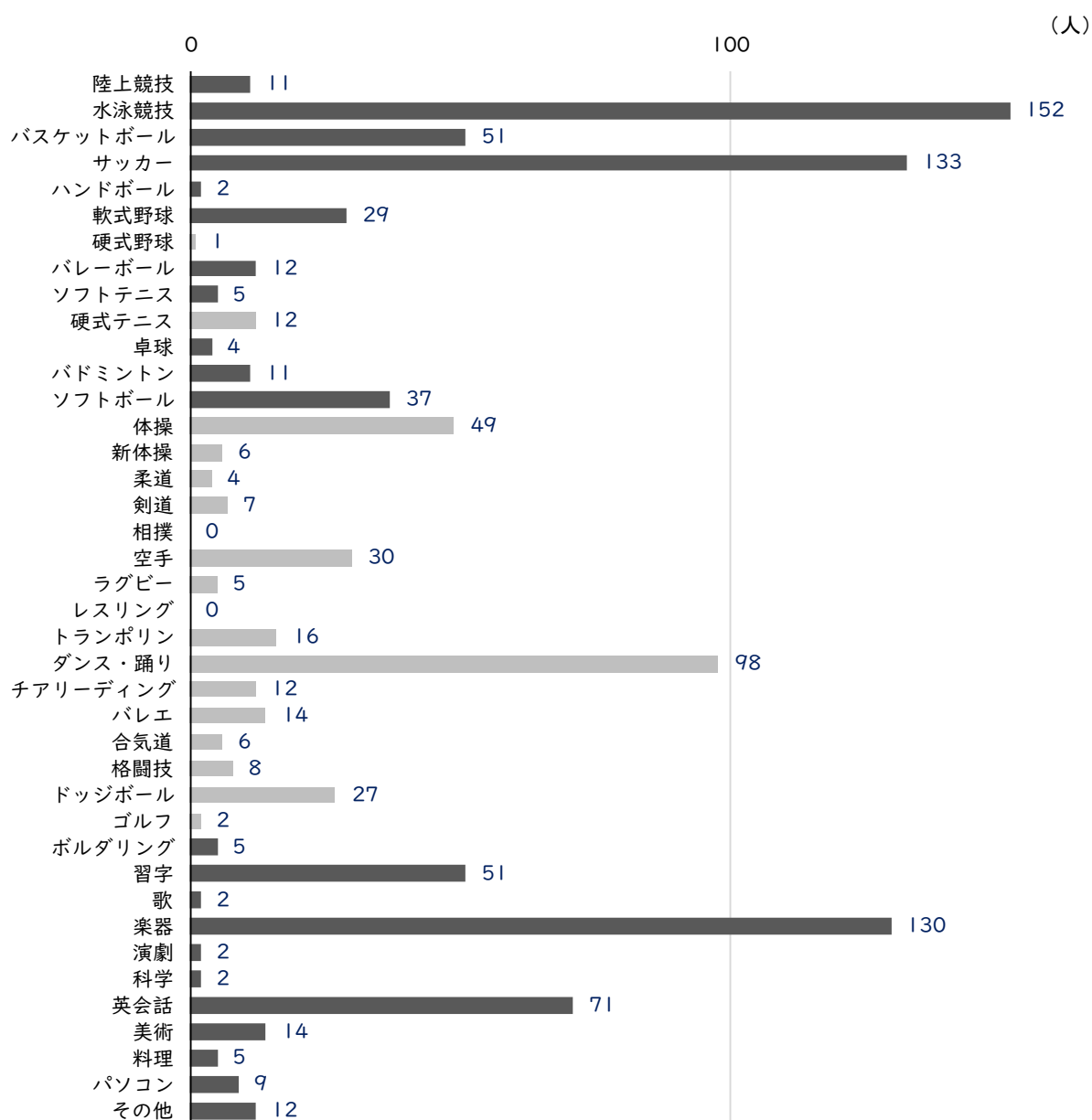
(1) 児童アンケート

1	あなたは今、スポーツ・文化芸術に関する習い事をしていますか。※学習塾や家庭教師、通信教育は除く。	習い事をしている	1,047 人 (69.4%)
		習い事をしていない	462 人 (30.6%)
2	あなたが今、取り組んでいるスポーツ・文化芸術に関する習い事を教えてください。いくつかある場合は、一番力を入れているものを選んでください。	32 ページ参照	
3	<u>1において、「習い事をしている」と回答した1,047人を対象</u> あなたが習い事をしている理由について、あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)	自分がやってみたかったから	506 人 (48.3%)
		好きだから（楽しいから）	614 人 (58.6%)
		学校では取り組むことができない活動ができるから	149 人 (14.2%)
		上手になりたいから	507 人 (48.4%)
		試合に勝ったり、賞をとったりしたいから	235 人 (22.4%)
		友だちがやっていた、友だちにすすめられたから	154 人 (14.7%)
		親にすすめられたから	227 人 (21.7%)
		きょうだいや家族がやっている（やっていた）から	153 人 (14.6%)
		将来の夢につながるから	213 人 (20.3%)
		学校以外の友だちがつくれるから	168 人 (16.0%)
		ちがう学年の友だちや大人と仲良くなれるから	141 人 (13.5%)
		自宅から近い場所にあるから	82 人 (7.8%)
		その他	27 人 (2.6%)

4	あなたは、中学生になったらスポーツ・文化芸術に関する部活動や習い事をしたいですか。	部活動だけをしたい	471 人 (31.2%)
		部活動と習い事の両方をしたい	519 人 (34.4%)
		習い事だけをしたい	140 人 (9.3%)
		どちらもする予定はない	45 人 (3.0%)
		悩んでいる、わからない	334 人 (22.1%)
5	<u>4において、「部活動だけをしたい」、「部活動と習い事の両方をしたい」、「習い事だけをしたい」と回答した1,130人を対象</u> あなたが取り組んでみたいスポーツ・文化芸術に関する活動は何ですか。小学校でやっているものを選んで良いです。(最大3つまで)	21 ページ参照	
6	<u>4において、「部活動だけをしたい」、「部活動と習い事の両方をしたい」と回答した990人を対象</u> あなたが部活動で目標にしたいことについて、あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)	大会やコンクール等で良い成績をとること	380 人 (38.4%)
		高いレベルの内容を教えてもらいながら活動すること	186 人 (18.8%)
		自分に合ったレベルで活動すること	350 人 (35.4%)
		体力をつけたり、技術を高めること	531 人 (53.6%)
		同級生や違う学年の友だちと仲良くなること	344 人 (34.7%)
		楽しみながら活動すること	609 人 (61.5%)
		社会に出たときに必要な力を身に付けること	198 人 (20.0%)
		その他	17 人 (1.7%)
		わからない	24 人 (2.4%)

7	<u>4において、「習い事だけをした い」、「部活動と習い事の両方 をしたい」と回答した 659 人を対 象</u> あなたが習い事で目標にしたい ことについて、あてはまるもの をすべて選んでください。	大会やコンクール等で良い成績を とること	287 人 (43.6%)
		高いレベルの内容を教えてもらい ながら活動すること	215 人 (32.6%)
		自分に合ったレベルで活動するこ と	200 人 (30.3%)
		体力をつけたり、技術を高めること	362 人 (54.9%)
		学校以外の友だちをつくること	184 人 (27.9%)
		同級生や違う学年の友だち、大人と 仲良くなること	154 人 (23.4%)
		楽しみながら活動すること	365 人 (55.4%)
		社会に出たときに必要な力を身に 付けること	164 人 (24.9%)
		その他	22 人 (3.3%)
		わからない	7 人 (1.1%)
8	<u>4において、「どちらもする予定 はない」と回答した 45 人を対象</u> あなたが部活動や習い事をしな い理由を教えてください。	勉強など、他に取り組んでいる（取 り組みたい）ことがあるから	9 人 (20.0%)
		やりたい種目の部活動や習い事が 通学する予定の学校または自宅の 近くにないから	5 人 (11.1%)
		やりたいことがないから	23 人 (51.1%)
		その他	8 人 (17.8%)

設問2の回答 今、取り組んでいるスポーツ・文化芸術に関する習い事



(2) 児童保護者アンケート

1	お子様は今、スポーツ・文化芸術に関する習い事をしていますか。※学習塾や家庭教師、通信教育は除く。	習い事をしている	830 人 (75.7%)
		習い事をしていない	267 人 (24.3%)
2	<u>1において、「習い事をしている」と回答した 830 人を対象</u> お子様が習い事をする上での課題や保護者様が負担に感じていることについて、あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)	選択肢が少ない（自宅の近くにない）	212 人 (25.5%)
		人数が多い	19 人 (2.3%)
		人数が少ない	58 人 (7.0%)
		活動日数、活動時間が多い	52 人 (6.3%)
		活動日数、活動時間が少ない	44 人 (5.3%)
		指導者の活動に対する考え方	71 人 (8.6%)
		けがやトラブルへの対応	29 人 (3.5%)
		学業との両立の難しさ	140 人 (16.9%)
		活動場所への送迎	468 人 (55.4%)
		送迎を除く大会運営の支援やサポート、お手伝い	139 人 (16.7%)
		月謝などの経済的な負担	373 人 (44.9%)
		特になし	135 人 (16.3%)
		その他	17 人 (2.0%)
3	<u>1において、「習い事をしている」と回答した 830 人を対象</u> 毎月の習い事の月謝（会費等）はどのくらいですか（複数ある場合は、おおよその平均値）。	1,000 円以内	15 人 (1.8%)
		1,001 円以上 3,000 円以内	63 人 (7.6%)
		3,001 円以上 5,000 円以内	99 人 (11.9%)
		5,001 円以上 10,000 円以内	355 人 (42.8%)
		10,001 円以上	298 人 (35.9%)

4	お子様の中学入学後のスポーツ・文化芸術に関する部活動や習い事などへの参加について、現時点でどのように考えていますか。	部活動のみに参加する予定	291 人 (26.5%)
		部活動、習い事の両方に参加する予定	330 人 (30.1%)
		習い事のみに参加する予定（部活動には参加しない）	74 人 (6.7%)
		どちらにも参加する予定はない	13 人 (1.2%)
		まだ決めていない、わからない	389 人 (35.5%)
5	<u>4において、「部活動のみに参加する予定」、「部活動、習い事の両方に参加する予定」と回答した 621 人を対象</u> 部活動に期待することについて、あてはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）	大会やコンクール等で良い成績をとること	82 人 (13.2%)
		専門的・高度な指導を受けて活動すること	101 人 (16.3%)
		体力や技術を向上させること	420 人 (67.6%)
		友人関係を広げること	491 人 (79.1%)
		学校生活に豊かさをもたらすこと	461 人 (74.2%)
		スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	411 人 (66.2%)
		社会に出たときに必要な力を身に付けること	289 人 (46.5%)
		こども本人に合った活動ができること	327 人 (52.7%)
		その他	8 人 (1.3%)
		わからない	2 人 (0.3%)
6	<u>4において、「習い事のみに参加する予定」、「部活動、習い事の両方に参加する予定」と回答した 404 人を対象</u> 習い事に期待することについて、あてはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）	大会やコンクール等で良い成績をとること	80 人 (19.8%)
		専門的・高度な指導を受けて活動すること	216 人 (53.5%)
		体力や技術を向上させること	252 人 (62.4%)
		他校の友だちを含めて、友人関係を広げること	198 人 (49.0%)
		中学生同士だけでなく、自分とは違う世代の人と交流すること	163 人 (40.3%)

		スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	211 人 (52.2%)
		社会に出たときに必要な力を身に付けること	191 人 (47.3%)
		こども本人に合った活動ができること	227 人 (56.2%)
		その他	10 人 (2.5%)
		わからない	4 人 (1.0%)
7	文部科学省は、「休日の中学校の部活動を段階的に地域クラブ活動に展開（移行）する」ことを示していますが、そのことをご存知ですか。	よく知っている	63 人 (5.7%)
		やや知っている	350 人 (31.9%)
		あまり知らない	373 人 (34.0%)
		全く知らない	311 人 (28.4%)
8	休日の部活動が、学校ではなく地域で行う地域クラブ活動に変わる上で不安なことについて、あてはまるものをすべて選んでください。	活動場所への移動	684 人 (62.4%)
		会費等の経済的な負担	499 人 (45.5%)
		平日の部活動との兼ね合い	347 人 (31.6%)
		参加したい種目・活動の有無	404 人 (36.8%)
		指導者の活動に対する考え方や質の保障	410 人 (37.4%)
		活動日数、活動時間	436 人 (39.7%)
		けがや事故、トラブルなどへの対応や責任の所在	293 人 (26.7%)
		大会への参加	199 人 (18.1%)
		その他	23 人 (2.1%)
		わからない	164 人 (14.9%)

9	活動場所が在籍する学校と別になることも考えられます。お子様が休日の昼間に地域クラブで活動するとして、活動場所が学校よりも遠い場所になる場合、どのように通わせるかについて、あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)	自転車	590 人 (53.8%)
		公共交通機関 (バス)	569 人 (51.9%)
		家族などによる送迎	647 人 (59.0%)
		徒歩	349 人 (31.8%)
		その他	11 人 (1.0%)
		わからない	175 人 (16.0%)
10	お子様が休日に地域クラブで活動する場合 (月に4回程度、1回3時間程度)、毎月の会費等の費用として妥当な金額はどのくらいと考えますか。	1,000 円以内	104 人 (9.5%)
		1,001 円以上 3,000 円以内	253 人 (23.1%)
		3,001 円以上 5,000 円以内	348 人 (31.7%)
		5,001 円以上 10,000 円以内	205 人 (18.7%)
		10,001 円以上	23 人 (2.1%)
		わからない	164 人 (14.9%)

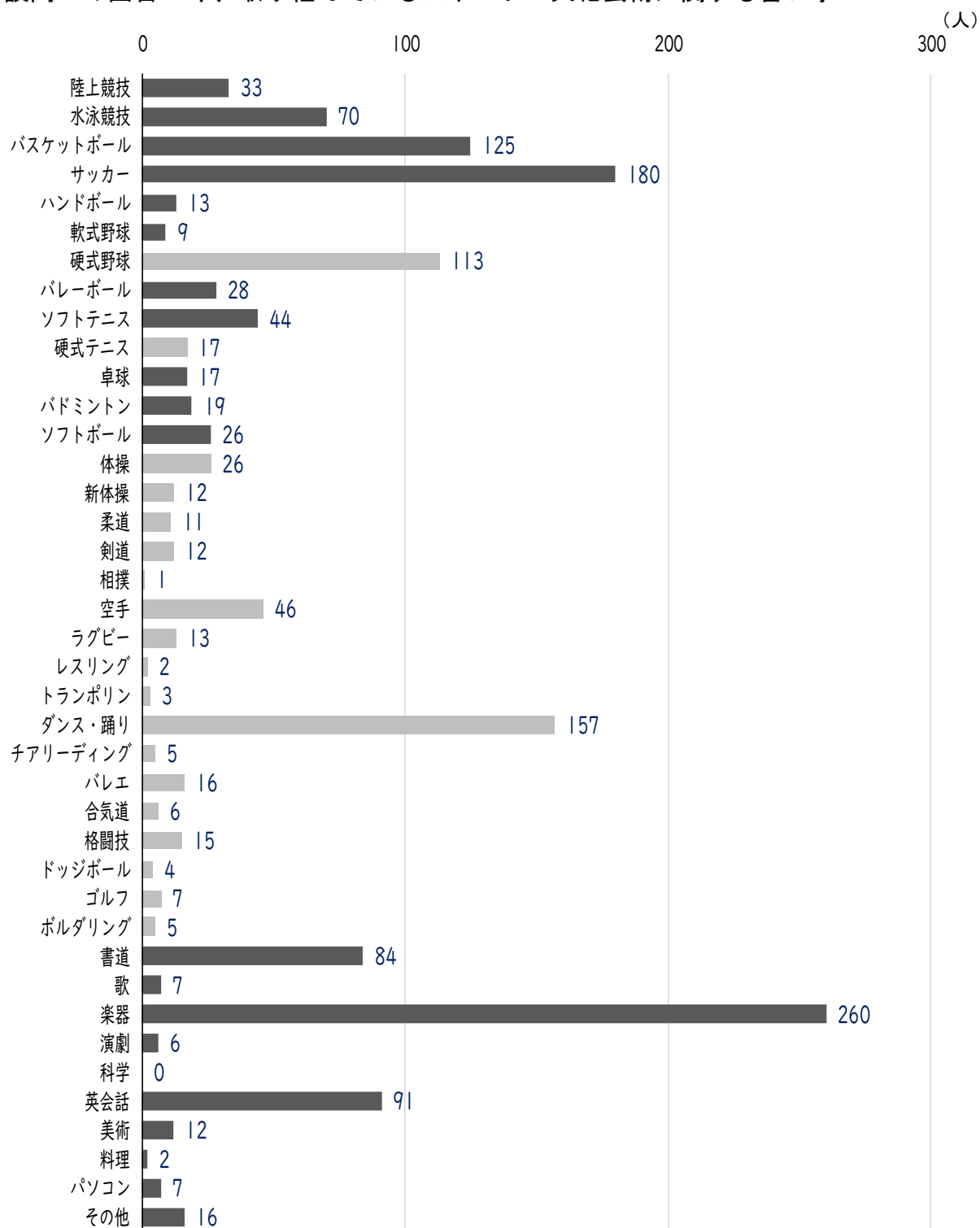
(3) 生徒アンケート

1	令和 7 (2025) 年 6 月 1 日時点において、スポーツ・文化芸術に関わる活動をしていますか。 ※学習塾や家庭教師、通信教育は除く。	部活動のみで活動している	2,193 人 (50.7%)
		部活動と学校外のクラブ(スクール)両方で活動している	992 人 (22.9%)
		学校外のクラブ(スクール)のみで活動している	516 人 (11.9%)
		活動していない	624 人 (14.4%)
2	<u>1において、「部活動のみで活動している」、「部活動と学校外のクラブ(スクール)両方で活動している」と回答した 3,185 人を対象</u> 希望する部活動に所属していますか。	希望通りの部活動に所属している	2,913 人 (91.5%)
		希望していた部活動が学校になかったため、希望以外の部活動に所属している	272 人 (8.5%)
3	<u>1において、「部活動のみで活動している」、「部活動と学校外のクラブ(スクール)両方で活動している」と回答した 3,185 人を対象</u> 部活動に所属する理由についてあてはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)	学校以外の活動場所に移動する手間がかからない	388 人 (12.2%)
		同じ学校の友だちと一緒に活動ができる	2,281 人 (71.6%)
		活動の日数や時間が適切である	715 (22.4%)
		自分のレベルに合った活動内容である	849 人 (26.7%)
		専門的・高度な指導を受けられる	521 人 (16.4%)
		指導者が先生である	279 人 (8.8%)
		将来の進路を見据えている	455 人 (14.3%)
		多くの生徒が入部するため、抵抗感なく活動できる	863 人 (27.1%)
		多くの生徒が初心者からスタートするため、経験の差を気にせず取り組める	976 人 (30.6%)
		技術の向上だけでなく、社会に出たときに必要な力を身に付けることができる	1,168 人 (36.7%)
		費用があまりかからない	361 (11.3%)
		近隣にやりたい種目ができるクラブ(スクール)がない	203 人 (6.4%)
		その他	504 人 (15.8%)

4	1において、「部活動のみで活動している」、「部活動と学校外のクラブ（スクール）両方で活動している」と回答した 3,185 人を対象 平日はどのくらい活動したいですか。	毎日	614 人 (19.3%)
		4 日	1,416 人 (44.5%)
		3 日	849 人 (26.7%)
		2 日	190 人 (6.0%)
		1 日	78 人 (2.4%)
		0 日	38 人 (1.2%)
5	1において、「部活動のみで活動している」、「部活動と学校外のクラブ（スクール）両方で活動している」と回答した 3,185 人を対象 週末はどのくらい活動したいですか。	活動しない	819 人 (25.7%)
		土日どちらか活動する	2,078 人 (65.2%)
		土日両方とも活動する	288 人 (9.0%)
6	1において、「部活動と学校外のクラブ（スクール）両方で活動している」「学校外のクラブ（スクール）のみで活動している」と回答した 1,508 人を対象 あなたはどのクラブ（スクール）に所属していますか。複数ある場合は、最も力を入れているものを1つ選び、回答してください。	40 ページ参照	
7	1において、「部活動と学校外のクラブ（スクール）両方で活動している」「学校外のクラブ（スクール）のみで活動している」と回答した 1,508 人を対象 学校外のクラブ（スクール）に所属する理由について、あてはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）	自分の好きなことができて、楽しい	1,122 人 (74.4%)
		学校では取り組むことができない活動ができる	773 人 (51.3%)
		中学入学前からクラブ（スクール）を継続している	760 人 (50.4%)
		活動の日数や時間が適切である	458 人 (30.4%)

		専門的・高度な指導を受けられる	695 人 (46.1%)
		将来の進路を見据えている	457 人 (30.3%)
		自宅の近くにあり、通いやすい	421 人 (27.9%)
		自分のスケジュールに合わせやすい	394 人 (26.1%)
		学校とは違う場所や人と活動できる（他校の生徒と交流する機会がある）	725 人 (48.1%)
		中学生同士だけでなく、自分とは違う世代の人と交流する機会がある	571 人 (37.9%)
		技術の向上だけでなく、社会に出たときに必要な力を身に付けることができる	449 人 (29.8%)
		その他	111 人 (7.4%)
8	<u>1において、「活動していない」と回答した 624 人を対象</u> 活動していない理由を教えてください。	他に取り組んでいることがある	164 人 (26.3%)
		やりたい種目の部活動やクラブ（スクール）が通っている学校または近隣にない	29 人 (4.6%)
		やりたいことがない	308 人 (49.4%)
		その他	123 人 (19.7%)

設問6の回答 今、取り組んでいるスポーツ・文化芸術に関する習い事



(4) 生徒保護者アンケート

1	お子様は、令和7(2025)年6月1日時点において、スポーツ・文化芸術に関する部活動や習い事をしていましたか。 ※学習塾や家庭教師、通信教育は除く。	部活動のみでしていた	456人 (46.5%)
		部活動と習い事両方でしていた	316人 (32.2%)
		習い事のみでしていた(部活動には入っていない)	115人 (11.7%)
		していない	94人 (9.6%)
2	<u>1において、「部活動のみでしていた」「部活動と習い事両方でしていた」と回答した772人を対象</u> お子様が部活動で活動する場合に目指してほしいことについて、あてはまるものをすべて選んでください。	大会やコンクール等で良い成績をとること	187人 (24.2%)
		専門的・高度な指導を受けて活動すること	183人 (23.7%)
		体力や技術を向上させること	520人 (67.4%)
		友人関係を広げること	639人 (82.8%)
		学校生活に豊かさをもたらすこと	616人 (79.8%)
		スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	535人 (69.3%)
		社会に出たときに必要な力を身に付けること	366人 (47.4%)
		こども本人に合った活動ができること	365人 (47.3%)
		その他	9人 (1.2%)
		わからない	1人 (0.1%)
3	<u>1において、「部活動のみでしていた」「部活動と習い事両方でしていた」と回答した772人を対象</u> お子様が部活動をする上での課題や保護者様が負担に感じていることについて、あてはまるものをすべて選んでください。	選択肢が少ない(やりたい種目が通学する学校にない)	214人 (27.7%)
		部員数が多い	25人 (3.2%)
		部員数が少ない	132人 (17.1%)
		活動日数、活動時間が多い	82人 (10.6%)
		活動日数、活動時間が少ない	146人 (18.9%)

		専門的な指導を受けることができない	175 人 (22.7%)
		指導者の活動に対する考え方	120 人 (15.5%)
		けがやトラブルへの対応	47 人 (6.1%)
		学業との両立の難しさ	180 人 (23.3%)
		活動場所への送迎	208 人 (26.9%)
		送迎を除くサポートやお手伝い	25 人 (3.2%)
		部費など活動費の経済的な負担	77 人 (10.0%)
		特になし	134 人 (17.4%)
		その他	28 人 (3.6%)
4	<u>1において、「習い事のみでしていた」「部活動と習い事両方でしていた」と回答した 431 人を対象</u> お子様が習い事で活動する場合に目指してほしいことについて、あてはまるものをすべて選んでください。	大会やコンクール等で良い成績をとること	104 人 (24.1%)
		専門的・高度な指導を受けて活動すること	256 人 (59.4%)
		体力や技術を向上させること	260 人 (60.3%)
		他校の友だちを含めて、友人関係を広げること	207 人 (48.0%)
		中学生同士だけでなく、自分とは違う世代の人と交流すること	195 人 (45.2%)
		スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	245 人 (56.8%)
		社会に出たときに必要な力を身に付けること	211 人 (49.0%)
		こども本人に合った活動ができること	261 人 (60.6%)
		その他	11 人 (2.6%)
		わからない	2 人 (0.5%)

5	<u>1において、「習い事のみでしていた」「部活動と習い事両方でしていた」と回答した 431 人を対象</u> お子様が習い事をする上での課題や保護者様が負担に感じていることについて、あてはまるものをすべて選んでください。	選択肢が少ない（自宅の近くにな	69 人 (16.0%)
		人数が多い	3 人 (0.7%)
		人数が少ない	10 人 (2.3%)
		活動日数、活動時間が多い	16 人 (3.7%)
		活動日数、活動時間が少ない	26 人 (6.0%)
		指導者の活動に対する考え方	37 人 (8.6%)
		けがやトラブルへの対応	28 人 (6.5%)
		学業との両立の難しさ	168 人 (39.0%)
		活動場所への送迎	194 人 (45.0%)
		送迎を除く大会運営の支援やサポート、お手伝い	61 人 (14.2%)
		月謝などの経済的な負担	201 人 (46.6%)
		特になし	71 人 (16.5%)
		その他	7 人 (1.6%)
6	<u>1において、「習い事のみでしていた」「部活動と習い事両方でしていた」と回答した 431 人を対象</u> 毎月の習い事の月謝（会費等）はどのくらいですか（複数ある場合は、おおよその平均値）。	1,000 円以内	5 人 (1.2%)
		1,001 円以上 3,000 円以内	27 人 (6.3%)
		3,001 円以上 5,000 円以内	50 人 (11.6%)
		5,001 円以上 10,000 円以内	135 人 (31.3%)
		10,001 円以上	214 人 (49.7%)
7	文部科学省は、「休日の中学校の部活動を段階的に地域クラブ活動に展開（移行）する」ことを示していますが、そのことをご存知ですか。	よく知っている	61 人 (6.2%)
		やや知っている	390 人 (39.8%)
		あまり知らない	311 人 (31.7%)
		全く知らない	219 人 (22.3%)

8	休日の部活動が、学校ではなく地域で行う地域クラブ活動に変わる上で不安なことについて、あてはまるものをすべて選んでください。	活動場所への移動	591 人 (60.2%)
		会費等の経済的な負担	413 人 (42.1%)
		平日の部活動との兼ね合い	315 人 (32.1%)
		参加したい種目・活動の有無	274 人 (27.9%)
		指導者の活動に対する考え方や質の保障	396 人 (40.4%)
		活動日数、活動時間	390 人 (39.8%)
		けがや事故、トラブルなどへの対応や責任の所在	228 人 (23.2%)
		大会への参加	182 人 (18.6%)
		その他	27 人 (2.8%)
		わからない	149 人 (15.2%)
9	活動場所が在籍する学校と別になることも考えられます。お子様が休日の昼間に地域クラブで活動するとして、活動場所が学校よりも遠い場所になる場合、どのように通わせるかについて、あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)	自転車	515 人 (52.5%)
		公共交通機関 (バス)	587 人 (59.8%)
		家族などによる送迎	636 人 (64.8%)
		徒歩	381 人 (38.8%)
		その他	7 人 (0.7%)
		わからない	115 人 (11.7%)
10	お子様が休日に地域クラブで活動する場合 (月に4回程度、1回3時間程度)、毎月の会費等の費用として妥当な金額はどのくらいと考えますか。	1,000 円以内	113 人 (11.5%)
		1,001 円以上 3,000 円以内	295 人 (30.1%)
		3,001 円以上 5,000 円以内	290 人 (29.6%)
		5,001 円以上 10,000 円以内	143 人 (14.6%)
		10,001 円以上	15 人 (1.5%)
		わからない	125 人 (12.7%)

2 検討組織

(1) 厚木市中学校部活動の在り方検討委員会規則

(設置)

第1条 厚木市立中学校における部活動（以下「中学校部活動」という。の在り方について検討するため、厚木市附属機関の設置に関する条例昭和32年厚木市条例第17号第2条第2項の規定に基づき、厚木市中学校部活動の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 中学校部活動の課題及び今後の在り方に関すること。
- (2) 中学校部活動の地域クラブ活動への展開に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) スポーツ関係団体及び文化関係団体の代表
- (3) 市立小・中学校の児童及び生徒保護者
- (4) 学識経験者
- (5) 市立中学校長
- (6) 市立中学校の教員

(任期)

第4条 委員の任期は、令和8年8月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育指導課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

厚木市中学校部活動の在り方検討委員会委員一覧

番号		氏名	選出区分	所属団体・役職名等
1	委員長	小泉 綾	規則第3条第4号 (学識経験者)	湘北短期大学教授
2	職務代理	八木 義之	規則第3条第5号 (市立中学校長)	厚木市立睦合東中学校 校長
3	委員	堀田 勇陽	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
4	委員	渡邊 ゆりの	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
5	委員	宇野 陽	規則第3条第2号 (スポーツ関係団体及び文化関係団体の代表)	一般社団法人SCDスポーツクラブ理事長
6	委員	佐藤 彩子	規則第3条第2号 (スポーツ関係団体及び文化関係団体の代表)	公益財団法人厚木市文化振興財団理事長
7	委員	畠山 繁伸	規則第3条第3号 (市立小・中学校の児童及び生徒保護者)	厚木市立小中学校PTA連絡協議会会長
8	委員	猿子 修司	規則第3条第3号 (市立小・中学校の児童及び生徒保護者)	厚木市立小中学校PTA連絡協議会顧問
9	委員	平田 成就	規則第3条第6号 (市立中学校の教員)	厚木市立森の里中学校教諭

(2) 厚木市部活動地域展開検討委員会設置規程

(設置)

第1条 厚木市立中学校における学校部活動(以下「部活動」という。)の適切かつ円滑な地域展開に向けた諸課題を検討するため、厚木市部活動地域展開検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動の地域展開の方向性及び推進に関すること。
- (2) その他、部活動の地域展開に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見等を聴くことができる。

(委員会の補助組織)

第6条 委員会は、必要に応じて委員会の権限に属する事項の一部について企画、調査及び研究を行わせるための専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織し、それぞれ委員長が指名する職員をもって充てる。

3 専門部会の名称及び所掌事務は、委員会において別に定める。

4 部会長は、専門部会で検討した事項について、その都度必要に応じて委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育指導課において処理する。

2 専門部会の庶務は、委員長が定める事案主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表（第3条関係）

役 職	職 名
委員長	教育指導担当部長
副委員長	教育部長
委員	スポーツ魅力創造課長
委員	文化魅力創造課長
委員	教育総務課長
委員	教育指導課長

3 策定の経過

(1) 厚木市中学校部活動の在り方検討委員会

回	開催日	審議内容
第1回	令和7年 (2025) 9月30日	1 委員長の選出及び職務代理の指名について 2 会議録の公開について 3 情報共有 (1) 国・県の動向について (2) 厚木市の現状について (3) 各種アンケート結果報告について (4) 全国の取組事例について (5) 厚木市の部活動地域展開（地域移行）の方向性について (6) 検討委員会の趣旨説明及び今後の進め方について 4 議題 (1) 児童・保護者アンケート調査について
第2回	令和7年 (2025) 11月6日	1 諮問 2 議題 (1) 児童・保護者アンケート調査報告について (2) ブロック制地域クラブ活動の充実方策について
第3回	令和7年 (2025) 12月2日	1 情報提供 (1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定方針について (2) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（案）について 2 議題 (1) 児童・保護者アンケート調査報告について (2) 地域クラブ活動の在り方について
第4回	令和8年 (2026) 1月26日	1 情報提供 (1) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインについて (2) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定に係る意見交換会について 2 議題 (1) 答申書（素案）について
第5回	令和8年 (2026) 2月19日	1 議題 (1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画（案）について (2) 答申書（案）について

(2) 厚木市部活動地域展開検討委員会

回	開催日	内容
第1回	令和7年 (2025) 9月22日	(1) 厚木市中学校部活動の在り方検討委員会について (2) 検討事項及び今後のスケジュールについて
第2回	令和7年 (2025) 10月15日	(1) 第1回厚木市中学校部活動の在り方検討委員会の報告について (2) 厚木市中学校部活動地域展開推進計画策定方針（案）について (3) 今後のスケジュールについて
第3回	令和7年 (2025) 11月20日	(1) 第2回厚木市中学校部活動の在り方検討委員会の報告について (2) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定方針について (3) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画について (4) 今後のスケジュールについて
第4回	令和7年 (2025) 12月22日	(1) 神奈川県教育委員会保健体育課との情報交換会について (2) 第3回厚木市中学校部活動の在り方検討委員会の報告について (3) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画について (4) 令和8年度に新たに設置する附属機関について
第5回	令和8年 (2026) 1月8日	(1) 第4回厚木市部活動地域展開検討委員会会議録について (2) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定に係る意見交換会について (3) 厚木市立中学校ブロック制合同練習会について (4) 部活動地域展開担当の業務について
第6回	令和8年 (2026) 2月10日	(1) 第4回厚木市中学校部活動の在り方検討委員会について（報告） (2) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定に係る意見交換会について（報告） (3) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画について

(3) 市民参加手続等

No	開催日	内容
1	令和7年 (2025) 8～9月	生徒（中学1～中学3年）アンケート調査
2	令和7年 (2025) 10～11月	児童（小学5年・6年）及び児童保護者アンケート調査 生徒（中学1～中学3年）保護者アンケート調査
3	令和8年 (2026) 1月14日	意見交換会
4	令和8年 (2026) 6月1日～ 7月1日	パブリックコメント

4 用語説明

用語	解説
地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。
地域連携	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。
部活動の教育的意義	異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすること。
地域クラブ	地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ及び地域文化クラブのこと。
地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値	例として、生徒のニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツ、スポーツと文化芸術の融合等を含む）、生徒の個性、得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）等。
合同部活動	複数の学校で合同練習を行うこと。
拠点校部活動	在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町村内（同一地区内可）の一つの学校が受け入れて活動を行うこと。

厚木市立中学校部活動地域展開推進計画（案）に対する パブリックコメント手続実施要領

1 目的

学校部活動（以下、部活動という）は、生徒の自主的な参加を通じて体力や技能向上だけでなく、異年齢交流や良好な人間関係の構築、自己肯定感や責任感の涵養など、多様な学びを提供する教育的意義を持っています。しかし近年、少子化による学校規模の縮小や部活動数の減少、そして教員の負担増加により、従来どおりの運営が難しくなっています。

これを受け、スポーツ庁・文化庁及び神奈川県は、今後の部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン、部活動の地域移行の方針を策定しました。

こうした国・県の動向や本市の部活動における課題を踏まえ、部活動の地域展開を進め、生徒がスポーツや文化活動に親しむ機会を持続的に確保する必要性があることから、厚木市立中学校部活動地域展開推進計画の策定を進めています。

つきましては、令和8年度から令和13年度までの6年間を計画期間とする厚木市立中学校部活動推進計画について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市立中学校部活動地域展開推進計画（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（6月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（6月1日（月）から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 資料の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で6月1日（月）から7月1日（水）まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は教育指導課（電話 046-225-2980）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎4階 教育指導課
- (2) 市役所第二庁舎8階 スポーツ魅力創造課
- (3) 市役所第二庁舎8階 文化魅力創造課

- (4) 市役所本庁舎3階 市政情報コーナー
- (5) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (6) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (7) 保健福祉センター
- (8) 中央図書館
- (9) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (10) あつぎセーフティーステーション番屋
- (11) 南毛利・東町・猿ヶ島スポーツセンター
- (12) 荻野運動公園
- (13) 子育て支援センター
- (14) ぼうさいの丘公園センター施設
- (15) ふれあいプラザ
- (16) あつぎ郷土博物館
- (17) 子ども科学館
- (18) 市立小・中学校
- (19) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和8年6月1日（月）から7月1日（水）まで

※ 郵送の場合は、7月1日（水）の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

(2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

(3) 意見提出用紙を持参する。

ア 次に掲げる各課の窓口へ直接提出

- (ア) 市役所第二庁舎 4階 教育指導課
- (イ) 市役所第二庁舎 8階 スポーツ魅力創造課
- (ウ) 市役所第二庁舎 8階 文化魅力創造課

イ 次に掲げる場所に設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎 3階 市政情報コーナー
- (イ) 南毛利・東町・猿ヶ島スポーツセンター
- (ウ) 荻野運動公園
- (エ) 子育て支援センター
- (オ) ぼうさいの丘公園センター施設
- (カ) ふれあいプラザ
- (キ) 子ども科学館

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎 1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6階）
- (キ) あつぎセーフティーステーション番屋
- (ク) あつぎ郷土博物館

(4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市教育委員会教育部教育指導課部活動地域展開担当宛て

- (5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-223-0089

- (6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 8200@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「厚木市立中学校部活動地域展開推進計画（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市立中学校部活動推進計画策定に当たって参考とします。
なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。
- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和8年4月28日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正することについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和8年4月1日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

教育委員会事務局の組織改正に伴い、厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部
を改正する規則

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成17年厚木市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条教育部教育総務課の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同条教育部教育指導課の項に次の2号を加える。

- （8）学校部活動の地域展開に関すること。
- （9）学校運営協議会に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
(分掌事務) 第3条 前条に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。 教育部 教育総務課 (1)～(17) 略 (18)～(29) 略 学務課 略 学校施設課 略 学校給食課 略 教育指導課 (1)～(7) 略 (8) <u>学校部活動の地域展開に関するこ</u> <u>と。</u> (9) <u>学校運営協議会に関すること。</u> 教職員課 略	(分掌事務) 第3条 前条に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。 教育部 教育総務課 (1)～(17) 略 (18) <u>学校運営協議会に関すること。</u> (19)～(30) 略 学務課 略 学校施設課 略 学校給食課 略 教育指導課 (1)～(7) 略 教職員課 略

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和8年4月28日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

厚木市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和8年4月1日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

令和8年4月1日付けで教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動を行う必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

【部長職】

教育部長	(新)	* (事)	柴田 泰輔	企画部次長	(旧)	* 昇任
------	-----	-------	-------	-------	-----	------

【課長職】

教育部教育総務課長 (人権教育担当) 兼政策調整担当	(事)	鈴木 俊寛	総務部行政総務課長兼政策調整担当
教育部学務課長	(事)	寺田 徳子	会計課長
教育部学校施設整備担当課長	* (技)	三橋 正信	教育部学校施設課主幹兼計画整備係長

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和8年4月28日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会事務局の職員の人事異動について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和8年4月1日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

令和8年4月1日付けで教育委員会事務局の職員の人事異動を行う必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

新 採 用

【部長職】

教育部教育指導担当部長

(事) 倉持 伸雄

【課長職】

教育部教育研究所長

(事) 菅原 真理子

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和8年4月28日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

厚木市学校運営協議会委員の委嘱について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和8年4月1日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

厚木市学校運営協議会委員に欠員が生じたことに伴い、令和8年4月1日付けで委員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

別 紙

(学校別、選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	学校名	任期
1	オサク ノブコ 尾作 展子	規則第5条第1項第4号 (その他)	厚木小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
2	コジマ コ 小島 あき子	規則第5条第1項第4号 (その他)	厚木小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
3	ノザワ ユ キ コ 野澤 由起子	規則第5条第1項第4号 (その他)	北小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
4	ミヤダイ リ エ 宮 台 理恵	規則第5条第1項第4号 (その他)	北小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
5	クマサカ タカシ 熊坂 崇	規則第5条第1項第4号 (その他)	荻野小学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
6	オノ ア キ コ 小野 亜希子	規則第5条第1項第4号 (その他)	三田小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
7	ナガセ レイコ 永瀬 玲子	規則第5条第1項第4号 (その他)	三田小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
8	ハヤシダ ケイシ 林田 敬士	規則第5条第1項第4号 (その他)	三田小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
9	マツモト ユ リ 松本 由梨	規則第5条第1項第4号 (その他)	三田小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
10	マツモト カズヤ 松本 和也	規則第5条第1項第4号 (その他)	清水小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
11	サトウ アヤカ 佐藤 文香	規則第5条第1項第4号 (その他)	小鮎小学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
12	オオキタ タダシ 大北 忠	規則第5条第1項第4号 (その他)	玉川小学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
13	イシイ タカイチロウ 石井 高一郎	規則第5条第1項第4号 (その他)	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
14	イトウ ミカ 伊藤 実香	規則第5条第1項第4号 (その他)	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
15	イノキ アヤ 猪木 彩	規則第5条第1項第4号 (その他)	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
16	コンドウ ヨシノブ 近藤 吉信	規則第5条第1項第4号 (その他)	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日

番号	氏名	選出区分	学校名	任期
17	ツネカワ シンイチ 恒川 心一	規則第5条第1項第4号（その他）	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
18	ヤマダ ミサコ 山田 美沙子	規則第5条第1項第4号（その他）	南毛利小学校 戸室小学校 南毛利中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
19	キトウ ヤスノリ 木藤 康徳	規則第5条第1項第4号（その他）	厚木第二小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
20	サクマ ユリコ 佐久間 有里子	規則第5条第1項第4号（その他）	厚木第二小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
21	ヤマモト ユウイチ 山本 雄一	規則第5条第1項第4号（その他）	厚木第二小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
22	イワブチ アキラ 岩淵 章	規則第5条第1項第4号（その他）	緑ヶ丘小学校 林中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
23	ナオシマ サキコ 直島 早希子	規則第5条第1項第4号（その他）	緑ヶ丘小学校 林中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
24	ハットリ ミキ 服部 未来	規則第5条第1項第4号（その他）	緑ヶ丘小学校 林中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
25	ミヤザキ ユウヤ 宮崎 勇弥	規則第5条第1項第4号（その他）	緑ヶ丘小学校 林中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
26	スガワラ カツミ 菅原 克美	規則第5条第1項第4号（その他）	愛甲小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
27	ナカガワ タクヤ 中川 拓也	規則第5条第1項第4号（その他）	愛甲小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
28	コバヤシ ケンスケ 小林 憲輔	規則第5条第1項第4号（その他）	妻田小学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
29	スズキ ツトム 鈴木 努	規則第5条第1項第4号（その他）	妻田小学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
30	ヤマグチ カオリ 山口 香織	規則第5条第1項第4号（その他）	毛利台小学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
31	キタジマ マサヤ 北島 雅也	規則第5条第1項第4号（その他）	上荻野小学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
32	シムラ チエミ 志村 智恵美	規則第5条第1項第4号（その他）	飯山小学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日

番号	氏名	選出区分	学校名	任期
33	キノシタ ユウイチ 木下 裕一	規則第5条第1項第4号（その他）	森の里小学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
34	ササキ ミエ 佐々木 美絵	規則第5条第1項第4号（その他）	依知小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
35	マツヤマ アイ 松山 愛	規則第5条第1項第4号（その他）	依知小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
36	アダチ トシエ 安達 利江	規則第5条第1項第4号（その他）	上依知小学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
37	サトウ タカフミ 佐藤 貴文	規則第5条第1項第4号（その他）	依知中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
38	シミズ タクミ 清水 匠	規則第5条第1項第4号（その他）	依知中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
39	ババ マサフミ 馬場 昌史	規則第5条第1項第4号（その他）	依知中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
40	イズミ リュウキ 和泉 竜樹	規則第5条第1項第4号（その他）	荻野中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
41	ナメガヤ ゴウ 行谷 豪	規則第5条第1項第4号（その他）	荻野中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
42	ヨシダ ヤスアキ 吉田 泰明	規則第5条第1項第4号（その他）	荻野中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
43	オオノ サトシ 大野 聡史	規則第5条第1項第4号（その他）	睦合中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
44	ウメザワ ミノル 梅澤 稔	規則第5条第1項第4号（その他）	小鮎中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
45	タナベ ヒロユキ 田邊 浩之	規則第5条第1項第4号（その他）	玉川中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
46	アサノ マスオ 浅野 益男	規則第5条第1項第4号（その他）	東名中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
47	フジイ ヨシヒデ 藤井 良英	規則第5条第1項第4号（その他）	藤塚中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
48	ミヤシタ ナオミ 宮下 直美	規則第5条第1項第4号（その他）	藤塚中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日

番号	氏名	選出区分	学校名	任期
49	アンドウ カツヤス 安藤 勝康	規則第5条第1項第4号（その他）	森の里中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
50	ササキ ヨシコ 佐々木 佳子	規則第5条第1項第4号（その他）	睦合東中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
51	ハセガワ マコト 長谷川 真	規則第5条第1項第4号（その他）	睦合東中学校	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日
52	サトウ ヒサヨ 佐藤 昌代	規則第5条第1項第4号（その他）	相川中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
53	ヒラタ チヒロ 平田 千尋	規則第5条第1項第4号（その他）	相川中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日
54	マツザキ ユウジ 松崎 裕司	規則第5条第1項第4号（その他）	相川中学校	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日

厚木市学校運営協議会規則（抜粋）

（委員の構成等）

第5条 協議会の委員は、20人以内（2以上の学校について1の協議会を設置したときにあっては、教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める人数）とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 当該対象学校の学区内に居住する住民
- (3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

2 対象学校の校長は、委員について候補となる者を教育委員会に推薦することができる。

3 教育委員会は、前項の規定による委員の推薦が当該対象学校の校長からあったときは、これを尊重する。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【厚木小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名		選出区分	任期	備考
1	ムライ 村井	シゲカズ 薫一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	イナミ 伊波	オサム 修	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	カトウ 加藤	ナオコ 菜穂子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	キタムラ 北村	フトシ 太	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	コジマ 小島	ケイタ 圭太	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	サトウ 佐藤	クミコ 久美子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	シミズ 清水	タツヒロ 辰弘	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	ナガイ 永井	サトシ 智士	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	ナカムラ 中村	ユタカ 豊	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	マミヤ 間宮	ユカ 結花	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	ヤナギタ 柳田	コウタロウ 光太郎	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	エンドウ 遠藤	マサル 勝	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	オオキ 大木	カズヒコ 和彦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	オサク 尾作	ノブコ 展子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
15	コジマ 小島	コ あき子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
16	シライシ 白石	ユキコ 由紀子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
17	スギザキ 杉崎	マイ 麻衣	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
18	ナオシマ 直島	ヒロカズ 博和	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
19	ナガサカ 長坂	クニヒロ 国弘	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【北小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	オオツカ 大塚 ヨシユキ 慶之	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	シラカワ 白川 ユミコ 由美子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	トウハラ 當原 ミエコ 美枝子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	アマリ 甘利 マサオ 雅雄	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	ウシオダ 潮田 ハルオ 春男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	カワサキ 川崎 イサオ 勲	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	サイトウ 齋藤 タカヒロ 孝弘	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	ハシモト 橋本 タカヨシ 孝義	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	マキタ 蒔田 ナオヒデ 直秀	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	ミヨシ 三好 ケンジ 健治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	ウチヤマ 内山 ジュン 遵	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	カワノ 川野 ユミコ 由美子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	イド 井戸 サチコ 幸子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	イワマツ 岩松 ミカ 美佳	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
15	スズキ 鈴木 リョウコ 涼子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
16	トビキ 戸引 アキラ 晶	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
17	ノザワ 野澤 ユキコ 由起子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
18	ミヤダイ 宮台 リエ 理恵	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
19	ワダ 和田 イッセイ 一成	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【荻野小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	モリクボ ダイスケ 森久保 大輔	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	コモト ヒロシ 小本 寛司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	サタ ヒトミ 佐多 仁巳	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	モトハシ マコト 本橋 誠	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	ワカスギ シゲミ 若杉 重美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	イノウエ タイチ 井上 太一	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	キムラ リュウタ 木村 竜太	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	クマサカ タカシ 熊坂 崇	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
9	セキネ ヒトミ 関根 瞳	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
10	ヒダカ サエリ 日高 沙恵理	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	ヤマダ サトシ 山田 悟	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	ユモト アヤノ 湯元 亜矢乃	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【三田小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アカホシ 赤星 ユウタ 友太	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	カノウ 加藤 サワコ 佐和子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	マツモト 松本 カズユキ 和之	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	ミウラ 三浦 サトシ 智史	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	カドタ 門田 ミエコ 美恵子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	シガ 志賀 シゲマサ 繁政	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	ソデサワ 袖澤 ヨシハル 良春	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	タカハシ 高橋 ジュンコ 純子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	サトウ 佐藤 ナリコ 典子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	オノ 小野 アキコ 亜希子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
11	スズキ 鈴木 ハルナ 陽奈	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	タカザワ 高澤 ヒロヒデ 博英	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	タテベ 建部 リカ 里香	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	ナガセ 永瀬 レイコ 玲子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
15	ハヤシダ 林田 ケイシ 敬士	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
16	マツモト 松本 ユリ 由梨	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
17	ミツハシ 三橋 イズミ 泉	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
18	モウリ 毛利 ノボル 昇	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【清水小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	オカダ ケイコ 岡田 桂子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	ハダケヤマ シゲノブ 畠山 繁伸	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	オカダ ユキコ 岡田 由紀子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	サトウ サチオ 佐藤 幸男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	テラダ ヒロマサ 寺田 博正	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	フクオカ ノリアキ 福岡 典秋	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	フタエサク エミコ 二重作 恵美子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	ミツタケ ヨリコ 光武 従子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	ナガイ アキラ 永井 明	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	ホソノ キヨミ 細野 貴世美	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	キクチ ヨシカズ 菊池 義和	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	ナカノ カズトキ 中野 和辰	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	マツシタ コウジ 松下 幸司	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	マツモト カズヤ 松本 和也	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
15	ミタケ サトシ 三嶽 聡	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
16	ワタベ チエコ 渡部 千恵子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【小鮎小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ウスイ モトキ 臼井 基樹	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	ゴトウ タクヤ 後藤 卓矢	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	テラサワ ユウカ 寺澤 優香	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	ナカノ マミ 中野 眞美	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	ミズシマ コウタ 水島 康太	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	エンドウ アキジ 遠藤 明司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	ハタテ タスク 旗手 扶	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	マツダ アイコ 松田 愛子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	イシカワ シゲコ 石川 茂子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	イトウ ユウミ 伊藤 優美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	カワハシ アユミ 川橋 歩美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
12	コジマ アツコ 小島 厚子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	コセムラ ユウコ 古瀬村 優子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
14	サトウ アヤカ 佐藤 文香	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
15	ニシサコ ハツミ 西迫 初美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
16	ニシミヤ ノブオ 西宮 信夫	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
17	ハヤサカ ヨウコ 早坂 曜子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
18	モリモト マユコ 森元 繭子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
19	ワダ ヨシエ 和田 由恵	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【玉川小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	オオタ 太田 ワカ 和香	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	ハダナカ 畑中 ヒロユキ 裕之	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	フタミ 二見 チエ 智得	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	ミツハシ 三橋 ヒロヤ 寛也	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	エンドウ 遠藤 ススム 進	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	オギヤマ 荻山 セイジ 清治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	タカハシ 高橋 ノボル 登	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	トコロ 所 ミホコ 美穂子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	ナカムラ 中村 ヤスミ 泰巳	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	ヤマグチ 山口 ヨシアキ 義章	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	ナカムラ 中村 マキコ 真紀子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	ホソヤ 細谷 アキヒロ 晃宏	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	ミツハシ 三橋 アヤノ 文乃	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
14	イチカワ 市川 ユミコ 夕美子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	オオキタ 大北 タダシ 忠	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
16	カワウチ 川内 ナツコ 奈津子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
17	タカツ 高津 サキ 早紀	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
18	タカハシ 高橋 マサイチ 正一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
19	ヤマグチ 山口 ユキコ 行子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【南毛利小学校・戸室小学校・南毛利中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イトウ 伊藤 トモユキ 智之	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	シミズ 清水 ユウスケ 佑将	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	タカハシ 高橋 ヒロアキ 宏明	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	ウエハラ 上原 マサエ 正枝	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	オカダ 岡田 アツコ 敦子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	カトウ 加藤 エイシユウ 英宗	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	カンザキ 神崎 リョウイチ 良一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	コジマ 小島 タダシ 正	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	サイトウ 齋藤 タカヒロ 隆浩	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	タケイ 武井 アヤコ 綾子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	ナガミネ 長峯 マキコ 牧子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	ニイクラ 新倉 ケイイチ 啓一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	ニシムラ 西村 ケイジ 恵二	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
14	ミゾロキ 溝呂木 アサコ 朝子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	ムロタ 室田 ヨウコ 陽子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
16	ヤマグチ 山口 イズミ 泉	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
17	ユモト 湯本 ヒロカズ 博一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
18	オオヤマ 大山 ユウイチ 裕一	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
19	カツマタ 勝亦 エツロウ 悦郎	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
20	サトウ 佐藤 タクヤ 拓也	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

番号	氏名	選出区分	任期	備考
21	ヨシオカ 吉岡 壽子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
22	ワダ 和田 キミコ 仁子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
23	イシイ 石井 タカイチロウ 高一郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
24	イトウ 伊藤 ミカ 実香	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
25	イノキ 猪木 アヤ 彩	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
26	オガタ 尾形 いくみ	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
27	オノ 小野 ナツコ 奈津子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
28	カトウ 加藤 マサキ 雅樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
29	カトウ 加藤 ミユキ 美由	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
30	コシオ 小塩 ハルミ 晴美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
31	コジマ 児島 タカヨシ 孝佳	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
32	コヤナギ 小柳 タカシ 隆	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
33	コンドウ 近藤 ヨシノブ 吉信	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
34	サイトウ 齋藤 ユウ 優	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
35	サカベ 坂部 エイコ 詠子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
36	スギヤマ 杉山 シゲオ 繁雄	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
37	タカミネ 高峰 ユウコ 裕子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
38	タドコロ 田所 シュンジ 俊二	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
39	タムラ 田村 ヨシユキ 賛幸	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
40	ツネカワ 恒川 シンイチ 心一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
41	トミツカ 富塚 ひとみ	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
42	ナンバ 難波 カオリ 香織	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

番号	氏名	選出区分	任期	備考
43	ハナウエ 花上 カズミ 和巳	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
44	ヒロセ 廣瀬 シュウイチ 修一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
45	フクミツ 福満 アキヒサ 昭久	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
46	ヤマダ 山田 ミサコ 美沙子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
47	ヨロギ 萬木 ヤスノリ 康哲	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【厚木第二小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イケダ 池田 ユウキ 祐樹	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	ウエノ 上野 ナツキ 夏希	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	タマル 田丸 ユカ 由加	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	ヨシオカ 吉岡 タクマ 拓磨	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	イワツキ 岩月 ノブオ 宣雄	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	ナカシタ 中下 トシオ 俊夫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	ハナウエ 花上 マリコ 麻理子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	マツオ 松尾 カズオ 和男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	クマザキ 熊崎 マサシ 昌司	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	コジマ 小島 リツコ 律子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	キトウ 木藤 ヤスノリ 康德	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
12	サクマ 佐久間 ユリコ 有里子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
13	シザワ 志澤 ノブコ 寛子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	シンカワ 新川 ツトム 勉	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
15	スズキ 鈴木 マサコ 雅子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
16	ヤハタ 八幡 トモユキ 智行	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
17	ヤマモト 山本 ユウイチ 雄一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任

【緑ヶ丘小学校・林中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名		選出区分	任期	備考
1	オガワ 小川	タカシ 貴	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	ハヤマ 葉山	シュウジ 修次	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	マスハラ 増原	ケイコ 桂子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	イノウエ 井上	トシアキ 敏昭	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	カサイ 河西	トシヤ 利也	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	カワセ 川瀬	ヒロユキ 寛之	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	コヤナギ 小柳	シゲル 滋	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	タムラ 田村	カツトシ 勝利	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	ナカムラ 中村	ルミコ ルミ子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	ヒラノ 平野	リョウジ 亮二	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	マツモト 松本	キヨシ 潔	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	モリ 森	ヤスノブ 康信	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	タカハシ 高橋	イクコ 育子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	イズミ 和泉	トモミ 友美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
15	イワブチ 岩淵	アキラ 章	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
16	ウエムラ 上村	シズエ 志寿江	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
17	キタムラ 北村	サンシロウ 三四郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
18	ササキ 佐々木	イサオ 勲	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
19	ナオシマ 直島	サキコ 早希子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
20	ナカノ 中野	カズトキ 和辰	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

番号	氏名	選出区分	任期	備考
21	ナカノ 中野 ツトム 務	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
22	ハットリ 服部 ミキ 未来	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
23	マツモト 松本 メグミ 恵	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
24	ミカミ 三上 ミキ 美樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
25	ミヤザキ 宮崎 ユウヤ 勇弥	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
26	ミヤザキ 宮崎 マサヒコ 昌彦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
27	ムナカタ 宗形 エリ 恵里	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【愛甲小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ヤナギダ 柳田 シュウジ 修次	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	ヤマザキ 山崎 タカシ 貴司	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	オオサワ 大澤 タケシ 武	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	コウザイ 香西 マキコ 真貴子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	サトウ 佐藤 サチヨ 幸代	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	シオカワ 塩川 シンイチ 慎一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	タカハシ 高橋 ユタカ 豊	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	ハットリ 服部 ケンジ 憲治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	ハットリ 服部 ジュンコ 純子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	ヤマダ 山田 ヨシハル 善治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	タムラ 田村 ケンジ 健二	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	ハセガワ 長谷川 トシコ 敏子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	オグラ 小倉 ケイコ 恵子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	グンジ 郡司 かおり	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
15	スガワラ 菅原 カツミ 克美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
16	ソガ 曽我 アリツネ 有恒	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
17	ナカガワ 中川 タクヤ 拓也	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
18	ナガセ 永瀬 ノリコ 紀子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
19	ナカヤマ 中山 テツロウ 哲郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
20	ハットリ 服部 ケイジ 圭司	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【妻田小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	シノザキ 篠崎 ナオキ 直紀	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	イシカワ 石川 マサカズ 正和	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	シライシ 白石 トオル 透	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	スズキ 鈴木 ヒロユキ 浩幸	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	ナカノ 中野 ヨウイチ 洋一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	モロヤマ 師山 アツシ 厚	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	イノクマ 猪熊 タカシ 孝志	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	ツカハラ 塚原 カズエ 一恵	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	アベ 阿部 コウヘイ 幸平	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	アラ 荒 マサヨ 正代	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	カワウチ 川内 コウヘイ 耕平	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	コバヤシ 小林 ケンスケ 憲輔	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
13	スズキ 鈴木 ツトム 努	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
14	ナカノ 中野 ヒロマサ 裕正	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	マツモト 松本 リエ 里衣	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	

【毛利台小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	オオカワ 大川 リエ 利恵	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	カシワギ 柏木 ヒデアキ 秀明	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	コガネイ 黄金井 ヨウスケ 陽介	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	サトウ 佐藤 シホ 志穂	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	モリ 森 マイ 麻衣	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	アキヤマ 秋山 カツシゲ 勝茂	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	アサカワ 浅川 エイジ 英次	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	アライ 荒井 ノリユキ 教之	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	オクダ 奥田 ナナヨ 七代	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	ナンバ 南波 マサシ 正志	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	マエダ 前田 テルコ 照子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	ヨシノ 吉野 ミヨコ 見代子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	カタハラ 片原 ヨウジ 陽児	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
14	ナワタ 縄田 ナオミ 奈緒美	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	イノウエ 井上 アキラ 章	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
16	サカベ 坂部 エイコ 詠子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
17	タカハシ 高橋 リョウタ 亮太	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
18	マエダ 前田 ナオコ 奈緒子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
19	ヤマグチ 山口 カオリ 香織	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
20	ヤマザキ 山崎 タカシ 隆司	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	

【上荻野小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	シモダ 下田 ナオコ 修子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	ワラビオカ 蔵岡 アキコ 晶子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	アライ 新井 ヒロアキ 寛明	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	イケダ 池田 ヒロユキ 浩幸	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	イノウエ 井上 マコト 允	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	オクワキ 奥脇 タカシ 岳	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	オチアイ 落合 リキヤ 力也	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	タナカ 田中 ミツル 満	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	サクマ 佐久間 シンイチ 新一	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	アベ 阿部 ヨウコ 容子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	キタジマ 北島 マサヤ 雅也	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
12	コジマ 小島 タカシ 卓	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	サトウ 佐藤 テツタロウ 哲太郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
14	セキグチ 関口 アキコ 明子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
15	ソネ 曾根 ゲンイチ 源一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
16	ミカミ 三上 タケシ 剛	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【飯山小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ユウキ 結城 マサトモ 政朝	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	ヨネヤマ 米山 リュウコウ 隆弘	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	イシヅキ 石月 アキコ 晶子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	エンドウ 遠藤 アキジ 明司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	オオダカ 大高 ヨウイチ 陽一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	カイモリ 貝森 マサユキ 征行	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	カワタ 川田 フサエ 房江	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	シムラ 志村 マキ 真希	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	ヤマダ 山田 カズヒロ 和広	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	イイタニ 飯谷 ユウコ 裕子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	オオニシ 大西 ケイジ 慶二	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	ヤマダ 山田 コ ぐみ子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	ウエカワ 上川 トモミ 友美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
14	エンドウ 遠藤 ツヨシ 剛	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	オザワ 小澤 カズヒト 一仁	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
16	シムラ 志村 チエミ 智恵美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
17	スギザキ 杉崎 タカアキ 貴明	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
18	セキノ 関野 サトシ 聡	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
19	フジサキ 藤崎 ユウコ 裕子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【森の里小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ムラカミ 村上 アヤコ 絢子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	ムラカミ 村上 トモユキ 智之	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	アオキ 青木 シンジ 信二	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	アサクラ 浅倉 キョウコ 京子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	イシザキ 石崎 ヒロユキ 洋之	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	イマワカ 今若 ナオユキ 直征	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	ウエキ 植木 タケミ 武美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	シマダ 嶋田 カオル 薫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	ソネ 曽根 チハル 千晴	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	ナカガワ 中川 ヨウタ 洋太	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	ナガシマ 永嶋 シンイチ 信一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	ハラダ 原田 ジュウジ 充治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	ミヤノ 宮野 トシミ 利美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
14	イイダ 飯田 カナ 佳奈	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	イシダ 石田 ハヤト 勇人	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
16	オオタ 太田 タカシ 隆	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
17	キノシタ 木下 ユウイチ 裕一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
18	ササキ 佐々木 ミツグ 貢	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
19	スダ 須田 サトコ 哲子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
20	ノムラ 野村 ススム 進	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【依知小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アカイシ 赤石 タク 拓	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	ナカダ 仲田 ショウゴ 庄吾	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	アリシマ 有島 マサキ 真樹	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	イデ 井出 マコト 慎	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	イノウエ 井上 トモヨ 智代	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	クマザワ 熊澤 ヨシミ 良美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	サソウ 笹生 テツヤ 哲也	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	タカハシ 高橋 ヒロオ 博雄	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	フクズミ 福住 ケイコ 恵子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	ホンダ 本田 カヨコ 佳代子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	ヤマモト 山本 ミチコ 美智子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	アオヤマ 青山 さやか	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	イイダ 飯田 ユキコ 由紀子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	イシイ 石井 コ せつ子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
15	イシヅカ 石塚 ミチヨ 美千代	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
16	ササキ 佐々木 ミエ 美絵	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
17	サノ 佐野 ヒロコ 裕子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
18	ハヤカワ 早川 トモコ 知子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
19	マツヤマ 松山 アイ 愛	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
20	ミワタ 三和田 ヒデオ 秀夫	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【上依知小学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イノウエ 井上 ミホ 美帆	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	ムラオカ 村岡 タカシ 貴志	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	モチヅキ 望月 メグミ 恵	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	イワザキ 岩崎 ミエコ 美恵子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	オオツカ 大塚 マリコ 真理子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	クラモト 倉本 カズオ 和夫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	サイトウ 齋藤 マコト 慎	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	ヤマシタ 山下 タカヨシ 孝善	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	ヤマシタ 山下 ヒトシ 仁	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	カンノ 菅野 ミチオ 道男	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	シライ 白井 ユキヒコ 行彦	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	ヤマザキ 山崎 ミエコ 美恵子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	アダチ 安達 トシエ 利江	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
14	シノザキ 篠崎 ナオミ 直美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
15	タグチ 田口 ミチコ 美智子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
16	ハットリ 服部 ヒロシ 裕史	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
17	ハヤカワ 早川 キヨミ 喜代美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
18	モリタ 森田 アヤコ 綾子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
19	ワタナベ 渡辺 アサミ 麻美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【依知中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	シノジマ 篠島 シンイチ 慎一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	タケンタ 竹下 アキ 亜紀	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	イノウエ 井上 シンイチ 慎一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	イノウエ 井上 トシアキ 敏明	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	カンザキ 神崎 トモヒロ 友宏	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	クニタケ 國武 マサノブ 正信	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	タカザワ 高澤 タカシ 崇	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	イソガイ 磯貝 ジュンコ 純子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	サトウ 佐藤 コ ルリ子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	オビ 小尾 アキオ 昭夫	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	カトウ 加藤 リョウスケ 亮介	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	クスのキ 楠 ヨシフミ 好文	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	サイトウ 齊藤 レイコ 玲子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	サトウ 佐藤 タカフミ 貴文	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
15	シミズ 清水 タクミ 匠	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
16	ナカムラ 中村 キョウコ 恭子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
17	ババ 馬場 マサフミ 昌史	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任

【荻野中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イケダ 池田 ヒロユキ 浩幸	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	ウメモト 梅本 ヒデフミ 秀文	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	オクワキ 奥脇 アツヒト 篤仁	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	オチアイ 落合 リキヤ 力也	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	コセコ 小瀬古 ヒサアキ 久秋	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	サクマ 佐久間 シンイチ 新一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	サトウ 佐藤 キヨタカ 清隆	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	ナンバ 難波 ヒデヨ 秀世	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	ワカスギ 若杉 シゲミ 重美	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	イズミ 和泉 リュウキ 竜樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
11	カネコ 金子 ヨウコ 陽子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	ツチヤ 土屋 アキコ 暁子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	ナメガヤ 行谷 ゴウ 豪	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
14	モウリ 毛利 ノボル 昇	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	ヨシダ 吉田 ヤスアキ 泰明	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任

【睦合中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	イトウ 伊藤 モトマサ 元正	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	イワイ 岩井 ライゾウ 頼造	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	カシワギ 柏木 みどり	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	ナンバ 難波 ソウイチロウ 宗一郎	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	フクイズミ 福泉 ケイコ 圭以子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	フクゾエ 福添 ヒロミ 浩美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	オザワ 小澤 マサル 勝	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	ソデサワ 袖澤 ヨシハル 良春	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	イチカワ 市川 アキヒロ 明宏	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	オオノ 大野 サトシ 聡史	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
11	クリヤマ 栗山 マキ 真紀	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	コジマ 小島 ケイスケ 慧佑	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	コヤマ 小山 マサタカ 雅隆	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	シゲヒサ 重久 アキヒロ 昭彦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
15	タカザワ 高澤 ヒロヒデ 博英	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
16	タテベ 建部 ケイイチ 圭一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
17	ミツハシ 三橋 イズミ 泉	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
18	ミヤケ 三宅 リエコ 理江子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
19	ミヤザキ 宮崎 シュンイチ 俊一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【小鮎中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ウスイ 臼井 モトキ 基樹	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	タサカ 田坂 ヒデノリ 秀憲	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	イトウ 伊藤 マサル 大	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	エトウ 江藤 レイコ 玲子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	カイゾカ 貝塚 ヒカリ 景	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	ハヤマ 早山 ユキオ 征夫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	ムライ 村井 ヒサオ 久雄	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	モリ 森 シゲキ 茂樹	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	ウチヤマ 内山 ヨシコ 佳子	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	ミヤモト 宮本 タカシ 隆	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	イナバ 稲葉 ユカミ 由香美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	イワサワ 岩澤 アユミ 鮎美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	ウメザワ 梅澤 ミノル 稔	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
14	オオヌキ 大貫 ヒロシ 博	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	タナカ 田中 サトコ 誠子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
16	トクナガ 徳永 チカヨ 千佳代	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
17	モトスギ 本杉 ナガオ 長生	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
18	ヤスダ 安田 ヨウジ 洋司	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
19	ヤナガワ 柳川 トモヒロ 智広	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【玉川中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アマノ 天野 サチヨ 幸代	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	キクナガ 菊永 ヒロヒデ 博秀	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	ヒラノ 平野 ユカ 由佳	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	アライ 新井 ケイジ 啓司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	エンドウ 遠藤 ススム 進	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	ナワタ 縄田 ナオミ 奈緒美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	ハラダ 原田 タダヒロ 忠洋	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	アキヤマ 秋山 カツシゲ 勝茂	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	カタハラ 片原 ヨウジ 陽児	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	アライ 荒井 ヒロユキ 広幸	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	サカベ 坂部 エイコ 詠子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	サトウ 佐藤 マスミ 真澄	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	セキハラ 関原 ユキハル 幸治	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
14	セト 瀬戸 ヒデアキ 秀明	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	タナベ 田邊 ヒロユキ 浩之	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
16	チョウノ 蝶野 ヒデノブ 英伸	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
17	ナガオケ 永桶 チアキ 千秋	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
18	ナカノ 中野 タカコ 貴子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【東名中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	コニシ 小西 イズミ 和泉	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	イチカワ 市川 ミキコ 美紀子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	カメイ 亀井 トシアキ 敏昭	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	カンノ 菅野 アキオ 昭男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	コサワ 古澤 ヒデイチ 秀一	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	ハットリ 服部 エミコ 恵美子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	フクダ 福田 ヒロミ 裕実	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	マツモト 松本 シゲミ 成美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	ツクダ 佃 ケンイチ 賢一	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	アサノ 浅野 マスオ 益男	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
11	アンドウ 安藤 ケイタ 慶太	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	カツラ 勝良 トモコ 朋子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	クラハシ 倉橋 カズヒサ 一久	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	サコ 佐古 ヒロノリ 博則	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
15	ハットリ 服部 ケイジ 圭司	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
16	ミウラ 三浦 コウイチ 孝一	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【藤塚中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	ミズカミ アキヨシ 水上 晃嘉	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	カワサキ イサオ 川崎 勲	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	コハラ ミツタカ 小原 光貴	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	サトウ サイコ 佐藤 彩子	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	シオカワ ヒロミ 塩川 裕美	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	ハシモト タカヨシ 橋本 孝義	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	ミヤサカ トシヒロ 宮坂 敏弘	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	ワタナベ トシノブ 渡邊 智信	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	カンノ ミチオ 菅野 道男	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	キクチ フジオ 菊地 富士夫	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	カネミツ セイゴウ 金光 静剛	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
12	コジマ ヒロノブ 小島 宏信	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
13	ハヤカワ キヨミ 早川 喜代美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	フジイ ヨシヒデ 藤井 良英	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
15	フルヤ アヤノ 古屋 彩乃	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
16	ミヤシタ ナオミ 宮下 直美	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
17	モリモト ユウキ 森元 勇気	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
18	ユウキ マサトモ 結城 政朝	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【森の里中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	クラシナ 倉科 ひとみ	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	フクザワ 福澤 ユキエ 幸恵	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	モリシタ 森下 シンイチロウ 慎一朗	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	イイダ 飯田 タダヨシ 忠吉	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	イシイ 石井 キミノリ 公規	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	カジヤマ 梶山 ミツオ 光男	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	ナカムラ 中村 ヤスミ 泰巳	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	ハラダ 原田 ジュウジ 充治	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	ホソヤ 細谷 アキヒロ 晃宏	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	マルヤマ 丸山 モトイ 基	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	ミツハシ 三橋 ケイジ 敬司	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	イマワカ 今若 ナオユキ 直征	規則第5条第1項第3号(運営に資する活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
13	アンドウ 安藤 カツヤス 勝康	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
14	イマガワ 今川 テヒロ 千尋	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	サトウ 佐藤 ミズエ 瑞恵	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
16	シマ 島 ノリコ 紀子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
17	ノムラ 野村 ススム 進	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
18	マツダ 松田 タクヤ 拓也	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
19	ヤマダ 山田 タケアキ 剛彰	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年4月1日～ 令和8年5月31日	
20	ワタベ 渡部 タダシ 忠司	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	

【睦合東中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	モロヤマ 師山 アツシ 厚	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
2	タカハシ 鷹嘴 ヨシヒデ 吉秀	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
3	フクオカ 福岡 ノリアキ 典秋	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
4	ヤマモト 山本 トモアキ 智明	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
5	コイケ 小池 ケイコ 桂子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
6	ナガイ 永井 アキラ 明	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
7	マエガシラ 前頭 ナナエ 七恵	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
8	アライ 新井 コウシ 雄士	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
9	カワワ 川勾 ムツミ 睦	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
10	キタジマ 北島 ヒロキ 宏樹	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
11	ササキ 佐々木 ヨシコ 佳子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
12	ハセガワ 長谷川 マコト 真	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和9年5月31日	新任
13	ヒグチ 樋口 コウイチロウ 雄一郎	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	
14	フルヤ 古谷 ダイスケ 大輔	規則第5条第1項第4号(その他)	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	

【相川中学校学校運営協議会】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	任期	備考
1	アイハラ 相原 ジュンイチ 淳一	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
2	ナンコウ 南光 ツトム 勉	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
3	ヤマザキ 山崎 ケイコ 啓子	規則第5条第1項第1号(保護者)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
4	オオスギ 大貫 タカトシ 隆敏	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
5	ナカガワ 中川 マコト 誠	規則第5条第1項第2号(住民)	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日	
6	モウリ 毛利 スミオ 澄夫	規則第5条第1項第2号(住民)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
7	コシオ 小塩 ヒデコ 秀子	規則第5条第1項第3号(運営に資する 活動)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
8	アラカワ 荒川 エミコ 恵美子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
9	オオスギ 大貫 ケンジ 健二	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
10	キタイ 鍛代 アツコ 敦子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
11	サイトウ 齋藤 リコ 理子	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
12	サトウ 佐藤 ヒサヨ 昌代	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
13	ソウカワ 寒川 ユウジ 裕二	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
14	タグチ 田口 アキオ 明生	規則第5条第1項第4号(その他)	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	
15	ヒラタ 平田 チヒロ 千尋	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任
16	マツザキ 松崎 ユウジ 裕司	規則第5条第1項第4号(その他)	令和8年4月1日～ 令和8年5月31日	新任

学校選択制の実施結果について

1 令和 8 年度入学 中学校選択制実施結果

(1) 中学校選択制について

こどもたち一人一人が自ら適した教育環境で、個性や能力を一層伸ばすことができるよう、原則として指定中学校の学区に隣接する学校の中から、就学を希望する学校を選択することができる制度です。

(2) 実施結果 (令和 8 年 4 月 1 日現在 単位：人)

選択希望学校	受入 上限人数	入学者数		
		隣接	隣接外	人数
厚木中学校	5	4	0	4
依知中学校	20	5	0	5
荻野中学校	20	1	0	1
睦合中学校	20	1	0	1
小鮎中学校	20	0	0	0
玉川中学校	20	19	0	19
南毛利中学校	20	11	2	13
東名中学校	20	3	0	3
林中学校	20	6	0	6
藤塚中学校	20	9	1	10
森の里中学校	20	1	0	1
睦合東中学校	25	10	0	10
相川中学校	20	0	0	0
合計	250	70	3	73

(3) 主な選択理由

ア 教育環境	12 人
イ 部活動	18 人
ウ 友人関係	35 人
エ 通学距離	8 人

2 令和8年度入学 小規模特認校制度実施結果

(1) 小規模特認校制度について

少人数ならではの温かな指導や、地域と連携した教育活動が展開されている小規模校において、通学区域外からの就学を認めることで、児童の適性をいかした教育を推進することにより、学校規模の適正化及び学校の活性化を図る制度です。

(2) 小規模特認校制度により児童を受け入れる小学校

玉川小学校

(3) 実施結果

(令和8年4月1日現在 単位：人)

学年別入学者数	
学年	人数
1年生	3
2年生	0
3年生	0
4年生	1
5年生	0
6年生	0
合計	4

指定学校別入学者数	
学校名	人数
小鮎小学校	2
厚木第二小学校	1
毛利台小学校	1
合計	4

3 令和8年度入学 住居からおおむね1 km以内の学校の選択実施結果

(1) 住居からおおむね1 km以内の学校の選択について

大規模状態にある学校の通学区域に居住する児童・生徒の住居が、大規模状態にない他の学校からおおむね1 km以内にある場合、当該校への就学を認めることにより、学校規模の適正化を図るものです。

(2) 1 km以内の学校の選択対象校

大規模状態にある学校	選択することのできる学校
厚木第二小学校	相川小学校
南毛利小学校	緑ヶ丘小学校 毛利台小学校

(3) 実施結果 (令和8年4月1日現在 単位：人)

選択対象校	入学者数	備考
相川小学校	1	令和8年度第1学年
緑ヶ丘小学校	4	令和8年度第1学年
毛利台小学校	0	
合 計	5	

令和 8 年度学校施設整備計画について

令和 8 年度に実施する主な学校施設整備の内容について、次のとおり報告します。

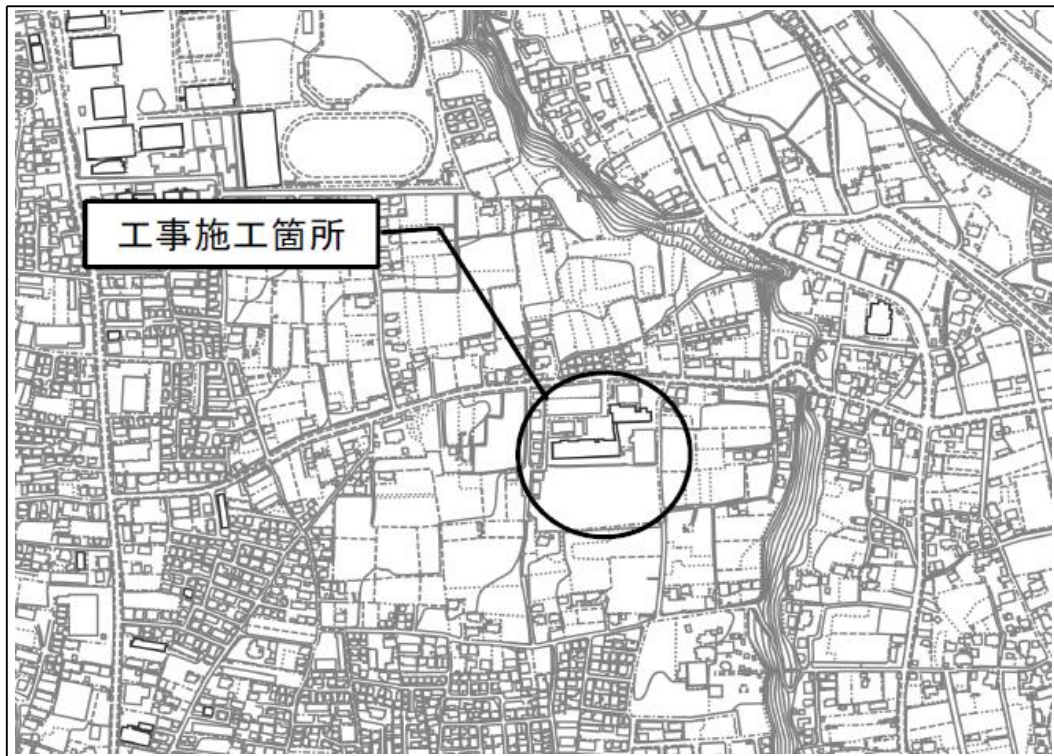
1 長寿命化（機能回復）改修工事	① 三田小学校 北棟校舎長寿命化（機能回復）改修工事	別紙 1
2 受変電設備改修工事（令和 7 年度契約）	② 玉川中学校 受変電設備改修工事	別紙 2
3 小・中学校 L E D 化推進事業	③ 厚木第二小学校 照明器具 L E D 化改修工事	別紙 3
	④ 南毛利中学校 照明器具 L E D 化改修工事	
4 グラウンド改修工事	⑤ 依知中学校 グラウンド改修工事	別紙 4
5 小・中学校特別教室冷暖房設備設置事業	⑥ 玉川中学校 特別教室等冷暖房設備設置事業	別紙 5
6 小・中学校体育館冷暖房設備設置事業	⑦ 荻野小学校ほか 11 校 体育館冷暖房設備設置事業	別紙 6
7 校舎等整備事業	⑧ 依知南小学校施設建て替え整備業務（第 I 期業務）	別紙 7
	⑨ 緑ヶ丘小学校施設建て替え整備業務（第 I 期業務）	
	⑩ 北小学校施設整備工事	

1 長寿命化（機能回復）改修工事

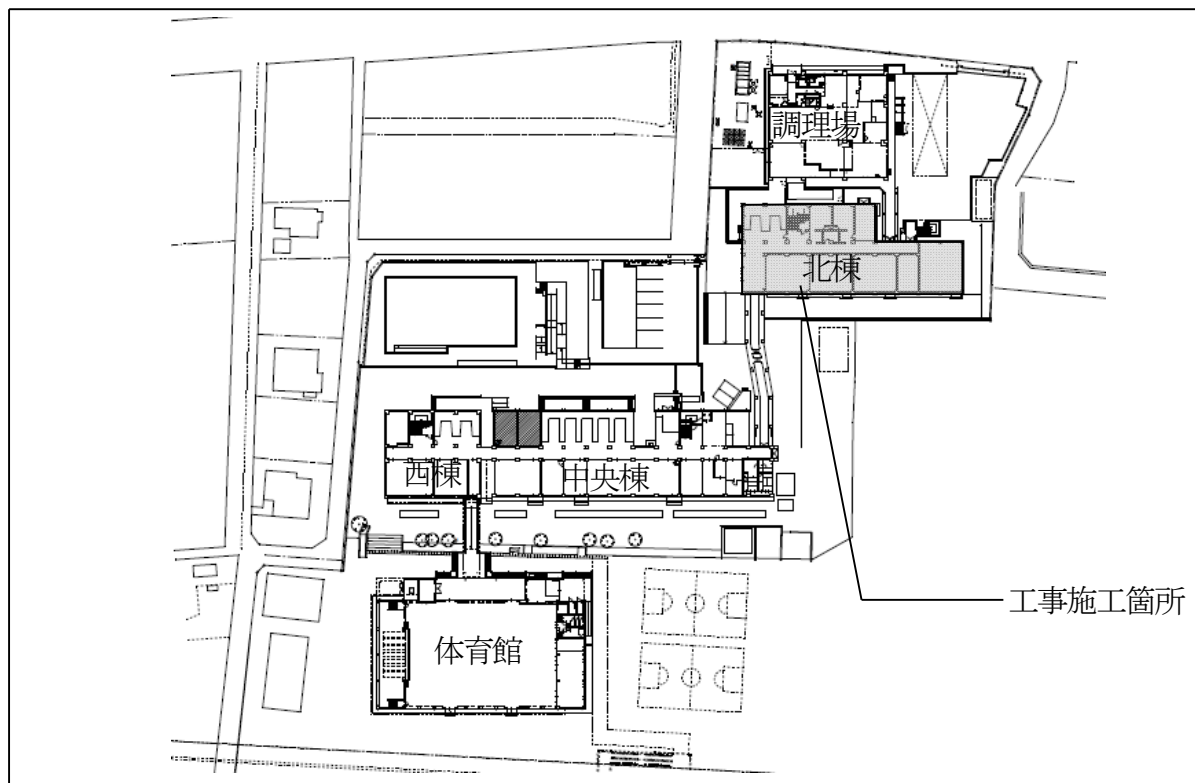
施設の長寿命化を図るとともに、児童が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、経年劣化した外壁、屋上防水等の改修工事を実施する。

件 名 ①	三田小学校 北棟校舎長寿命化（機能回復）改修工事
予 算 額	318,543,000円
施 工 箇 所	北棟校舎
工 事 内 容	外壁改修 ・ 屋上改修 ・ 内部改修
建 設 年 度	昭和52年度（経過年数：49年）
構造・階数	鉄筋コンクリート造・4階建て
改修面積	外壁：2,190㎡ ・ 屋上：472㎡
施 工 期 間	令和8年7月上旬 ～ 令和9年2月中旬（予定）

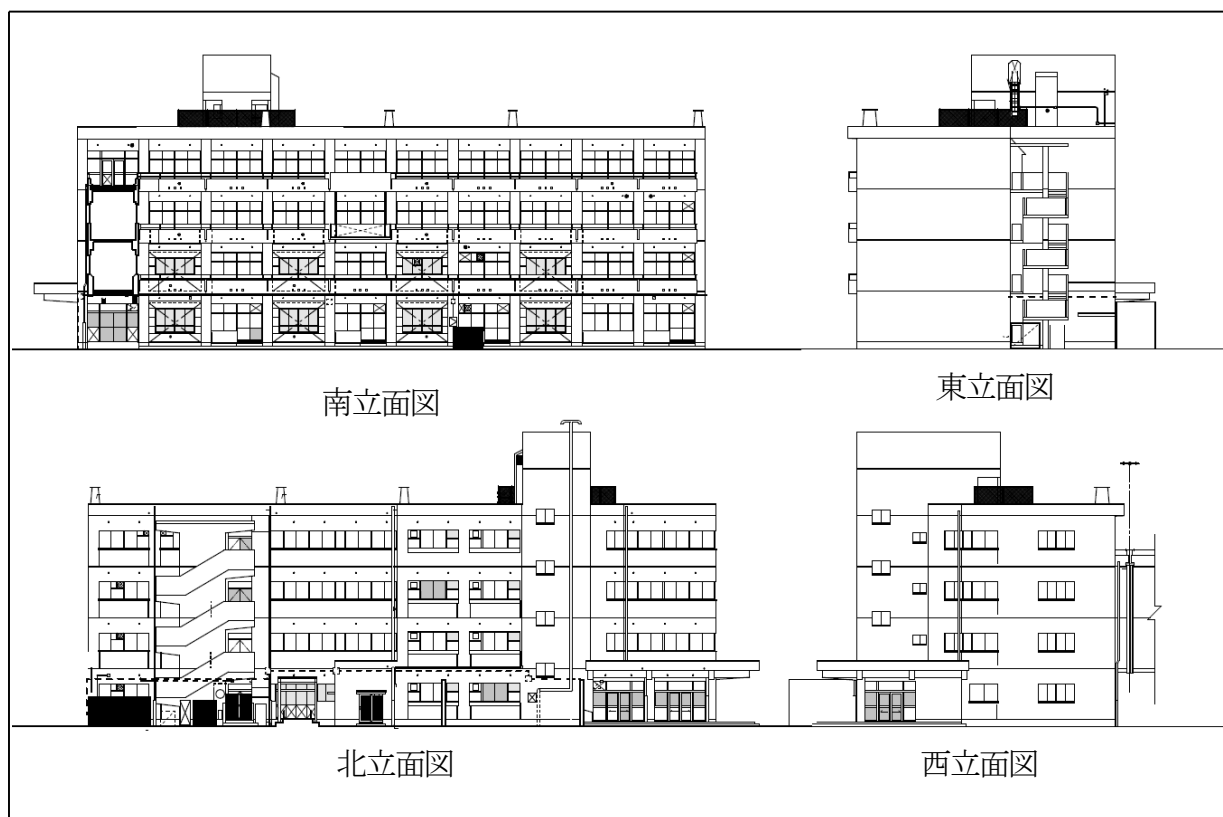
三田小学校北棟校舎長寿命化（機能回復）改修工事 位置図



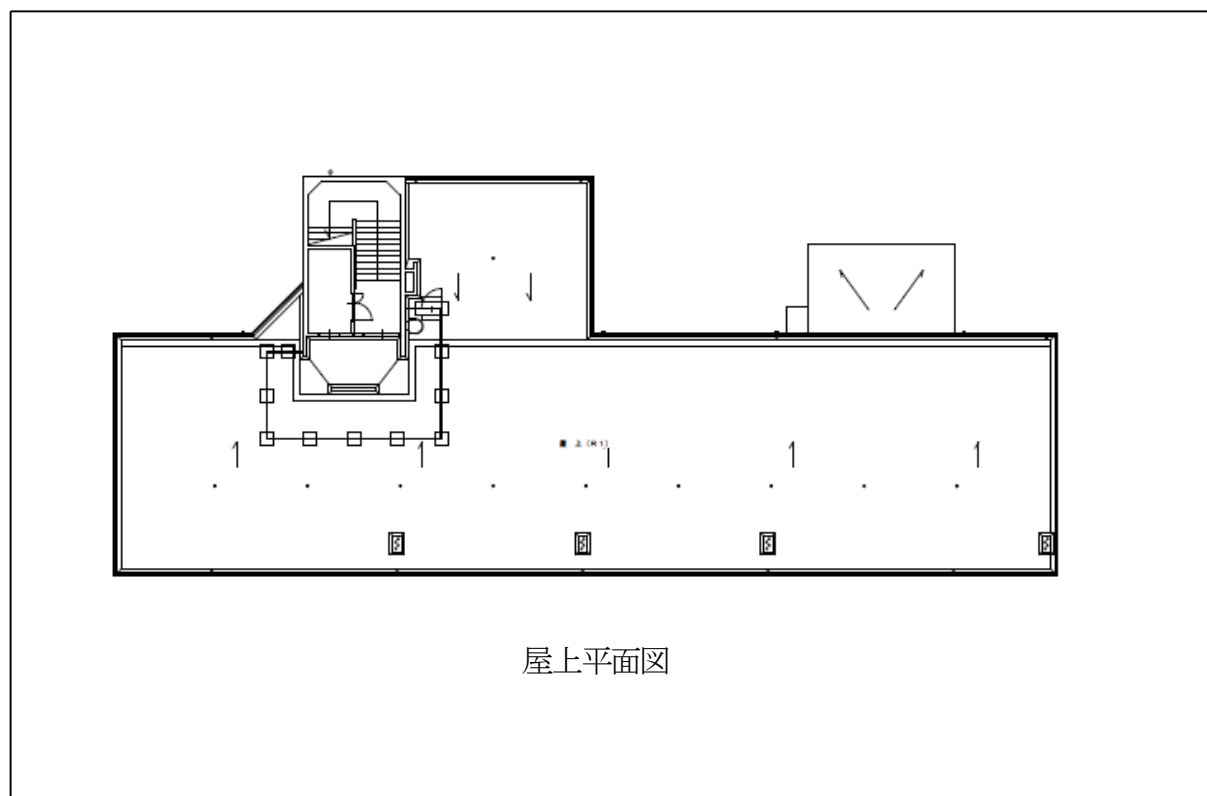
配置図



外壁改修・立面図



屋上改修・平面図



2 受変電設備改修工事(令和7年度契約)

施設の長寿命化を図るとともに、生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、経年劣化した施設の主要電気設備である受変電設備の改修工事を実施する。

なお、受変電設備の製作に必要な部品供給に時間を要するため、令和7年度に契約し、令和8年度に現場施工を実施する。

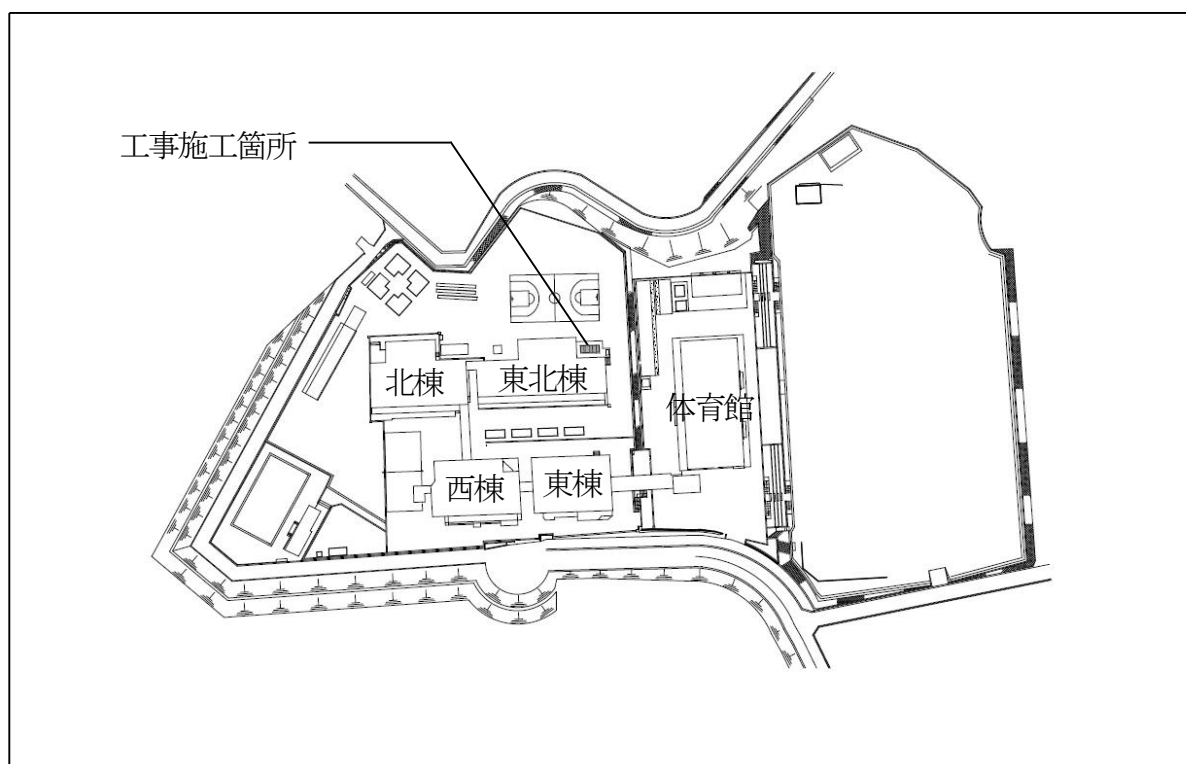
件 名 ②	玉川中学校 受変電設備改修工事
予 算 額	146,165,000円(債務負担行為)
予 算 総 額	146,165,000円 (令和7年度:0円、令和8年度:146,165,000円)
工 事 内 容	キュービクル式受変電設備の更新
設 置 年 度	昭和53年度(経過年数:48年)
設 備 容 量	既存:225kVA ⇒ 改修:420kVA
施 工 期 間	令和8年2月下旬～9月下旬(予定)

玉川中学校受変電設備改修工事

位置図



配置図



3 小・中学校LED化推進事業

2050年カーボンニュートラルに向けた取組の一環として、学校施設に設置している照明器具をLED器具に更新することで、施設の省エネルギー化を図るとともに、児童・生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるよう、LED化改修工事を実施する。

件 名 ③	厚木第二小学校 照明器具LED化改修工事
予 算 額	33,732,000円
施 工 箇 所	北棟校舎
工 事 内 容	照明器具更新（LED化）
設 置 年 度	平成13年度（経過年数：25年）
構造・階数	鉄筋コンクリート造・3階建て
延 床 面 積	3,189㎡
施 工 期 間	令和8年6月上旬～10月上旬（予定）

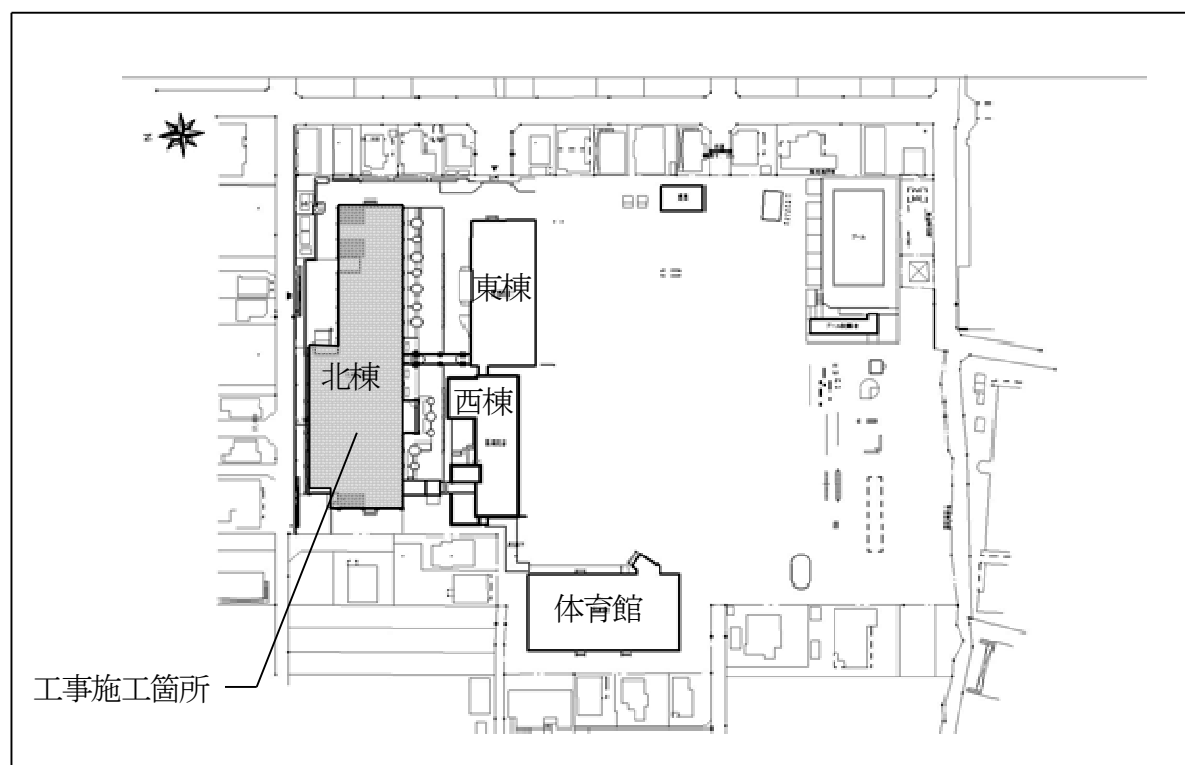
件 名 ④	南毛利中学校 照明器具LED化改修工事
予 算 額	25,174,000円
施 工 箇 所	北棟校舎、体育館
工 事 内 容	北棟校舎：照明器具更新（LED化） 体育館：照明器具更新（LED化）
設 置 年 度	北棟校舎：平成23年度（経過年数：15年） 体育館：昭和43年度（経過年数：58年）
構造・階数	北棟校舎：鉄筋コンクリート造・3階建て 体育館：鉄筋コンクリート造・2階建て
延 床 面 積	北棟校舎：2,432㎡、体育館：850㎡
施 工 期 間	令和8年6月上旬～10月上旬（予定）

厚木第二小学校照明器具 LED 化改修工事

位置図

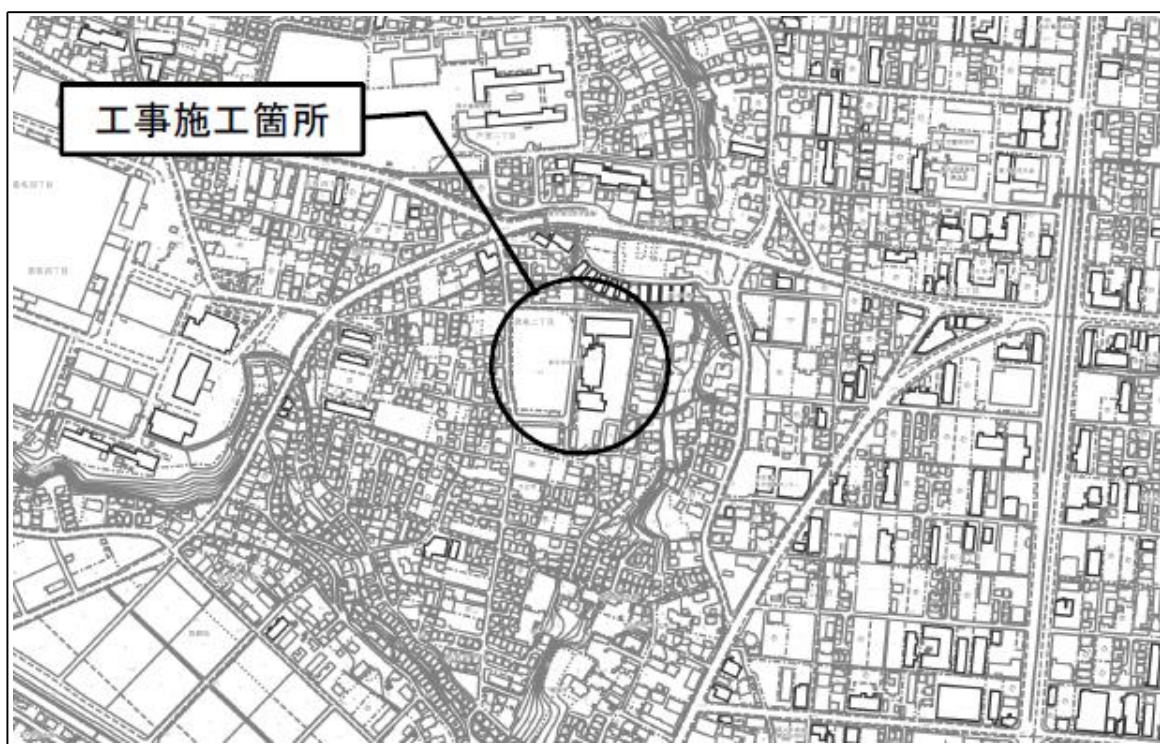


配置図

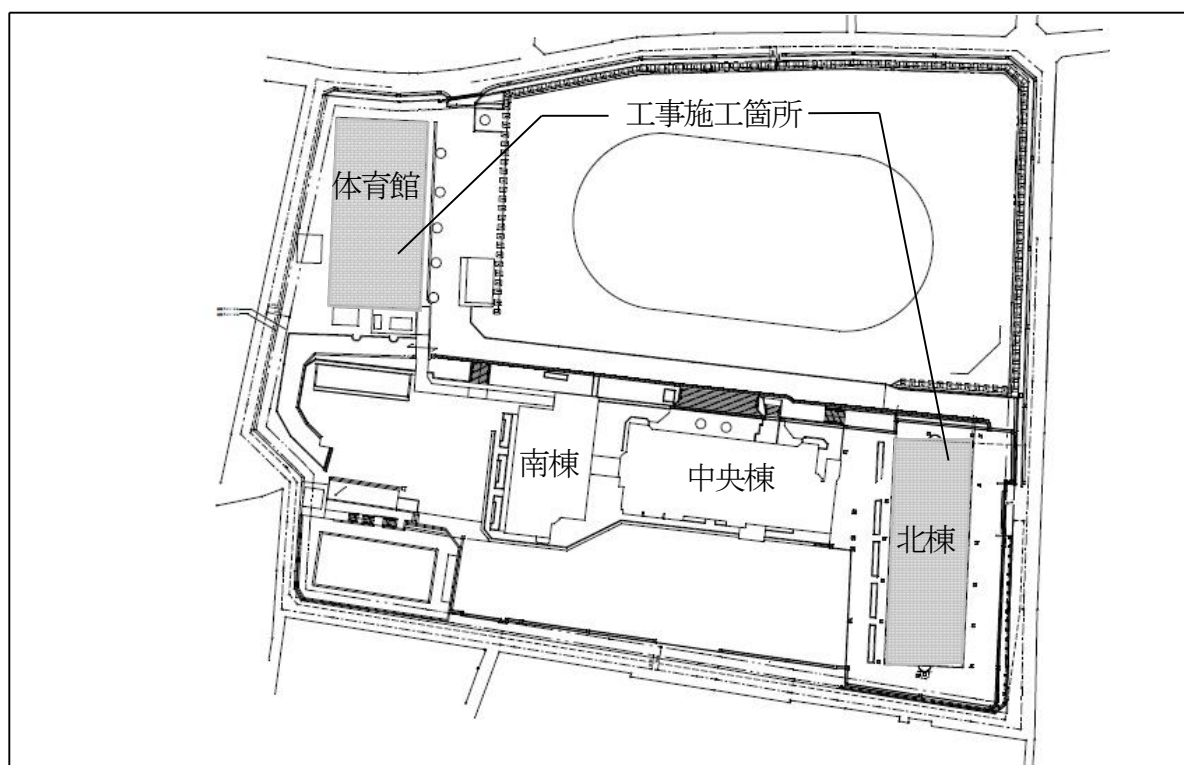


南毛利中学校照明器具 LED 化改修工事

位置図



配置図



4 グラウンド改修工事

生徒が快適な屋外教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、機能低下及び経年劣化したグラウンド等の改修工事を実施する。

件 名 ⑤	依知中学校 グラウンド改修工事
予 算 額	150,000,000円
施 工 箇 所	グラウンド
工 事 内 容	グラウンド等舗装改修 ・ 防球ネット等一部改修
前回改修年度	平成5年度（経過年数33年）
改 修 面 積	11,790㎡
施 工 期 間	令和8年7月下旬～令和9年1月下旬（予定）

5 小・中学校特別教室等冷暖房設備設置事業

近年の地球温暖化等による猛暑の影響から児童・生徒の健康被害を防止し、快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、特別教室等へ賃貸借により冷暖房設備を設置する。

件 名 ⑥	玉川中学校 特別教室等冷暖房設備設置事業
予 算 額	2,310,000円（3箇月分の賃借料：R 9. 1～R 9. 3）
予 算 総 額	92,400,000円（10年間の賃借料）
設置対象校	・玉川中学校
設 置 室 数	10室（木工室、被服室、第一・第二理科室、美術室、配膳室等）
設 置 期 間	令和8年7月上旬～12月下旬（予定）
賃貸借期間	令和9年1月1日～令和18年12月31日（10年間）

6 小・中学校体育館冷暖房設備設置事業

近年の地球温暖化等による猛暑の影響から児童・生徒の健康被害を防止し、快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、体育館へ賃貸借により冷暖房設備を設置する。

件 名 ⑦	荻野小学校ほか11校 体育館冷暖房設備設置事業
予 算 額	40,248,000円（6箇月分の賃借料：R 8.10～R 9.3）
予 算 総 額	804,960,000円（10年間の賃借料）
設 置 方 式	賃貸借による冷暖房設備の設置
設置対象校	・荻野小学校 ・小鮎小学校 ・玉川小学校 ・相川小学校 ・鳶尾小学校 ・上荻野小学校 ・飯山小学校 ・森の里小学校 ・依知小学校 ・睦合中学校 ・小鮎中学校 ・南毛利中学校
設 置 期 間	令和8年4月下旬～令和8年9月上旬（予定）
賃貸借期間	令和8年10月1日～令和18年9月30日（10年間）

7 校舎等整備事業

施設の更新時期を迎える校舎や体育館があることから、将来にわたって児童の学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる教育環境を整えるため、施設整備を実施する。

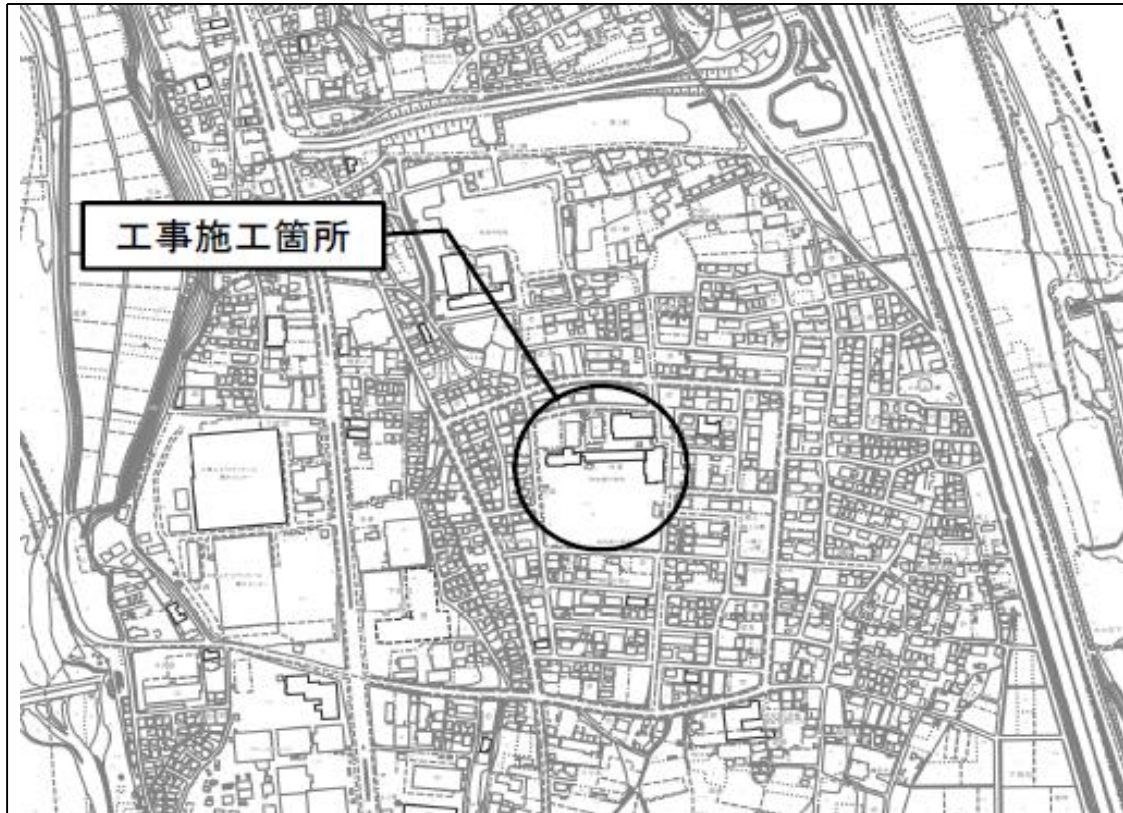
件 名 ⑧	依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）
予 算 総 額	3,574,643,000円（令和6～7年度：531,965,000円、 令和8年度：559,483,000円、 令和9～10年度：2,483,195,000円）
予 算 額	559,483,000円（継続費）
工 事 内 容	新校舎建設
工 事 概 要	新校舎 延床面積 4,780㎡ 階 数 地上3階 構 造 鉄筋コンクリート造
契 約 期 間	令和7年3月19日～令和10年6月14日
新校舎建設	令和8年9月上旬～令和9年10月下旬

件 名 ⑨	緑ヶ丘小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）
予 算 総 額	4,152,890,000円（令和6～7年度：323,899,000円、 令和8年度：999,168,000円、 令和9～10年度：2,829,823,000円）
予 算 額	999,168,000円（継続費）
工 事 内 容	新校舎建設
工 事 概 要	新校舎 延床面積 5,392㎡ 階 数 地上3階 構 造 鉄筋コンクリート造
契 約 期 間	令和7年6月24日～令和10年8月14日
解 体 期 間	令和8年10月上旬～令和10年1月下旬

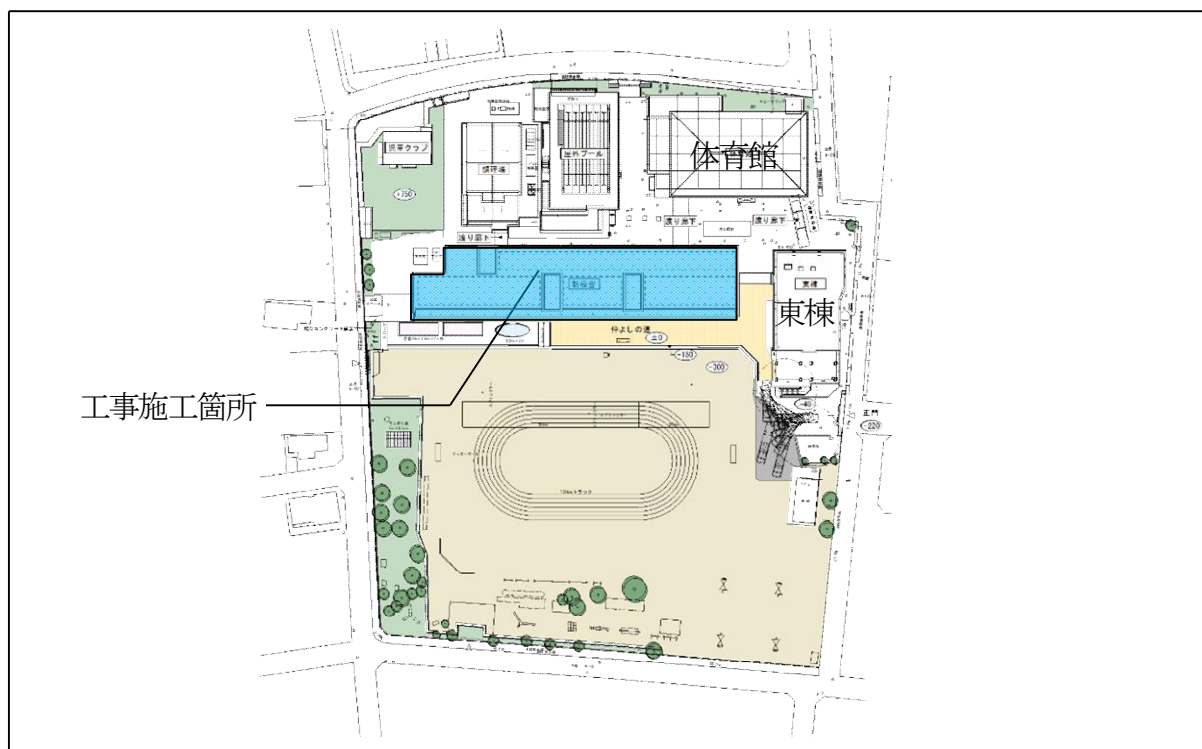
件 名 ⑩	北小学校施設整備工事
予 算 総 額	3,936,132,000円（令和8年度：160,943,000円、令和9～10年度：3,775,189,000円）
予 算 額	160,943,000円（継続費）
工 事 内 容	既存校舎解体、既存校舎改修
工 事 概 要	既存校舎解体 南棟校舎 延床面積 2,599m ² 階 数 地上3階 構 造 鉄筋コンクリート造 既存校舎改修 北棟校舎 延床面積 3,589m ² 階 数 地上4階 構 造 鉄筋コンクリート造
契 約 期 間	令和7年10月上旬～令和11年1月上旬（予定）
解 体 期 間	令和8年10月上旬～令和9年7月下旬
改 修 期 間	令和8年10月上旬～令和10年3月下旬

依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）

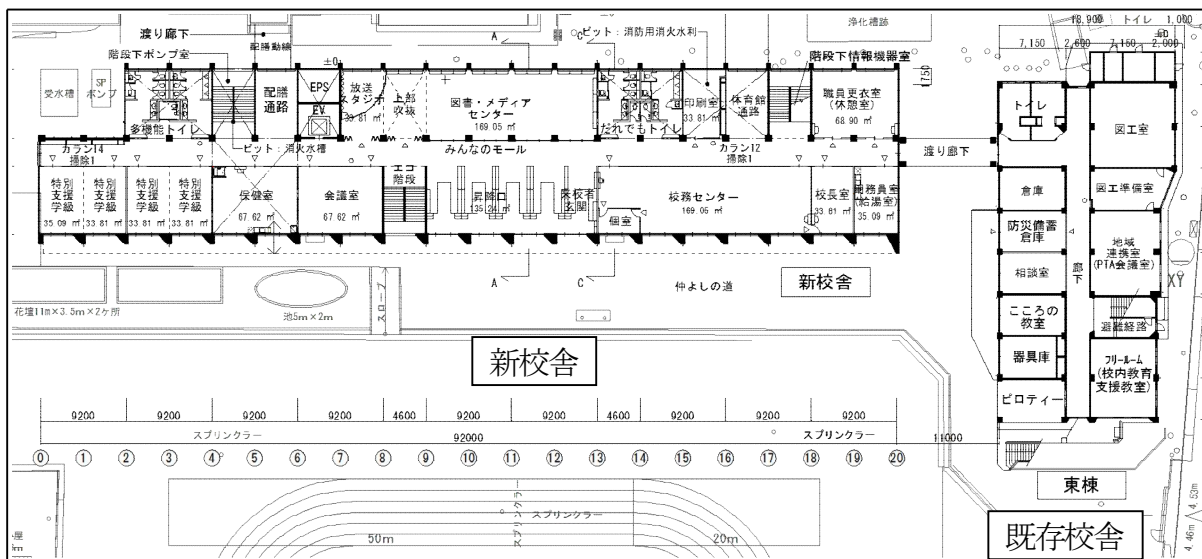
位置図



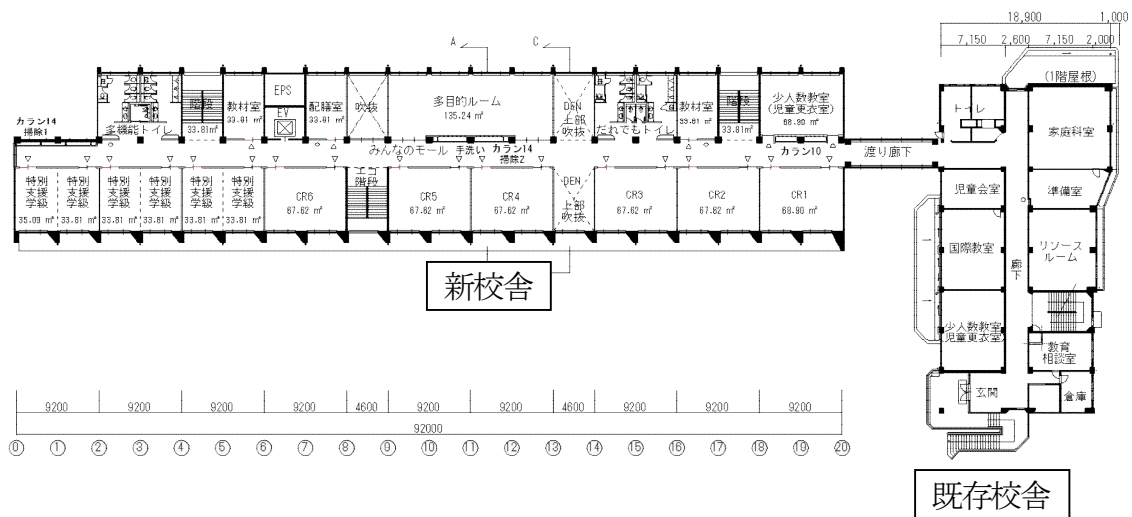
配置図



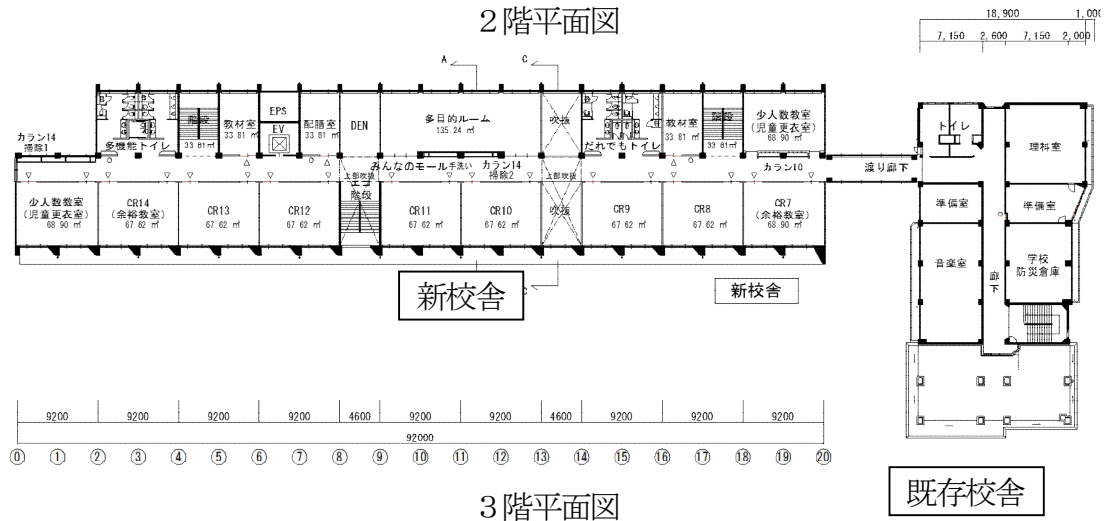
平面图



1 階平面図



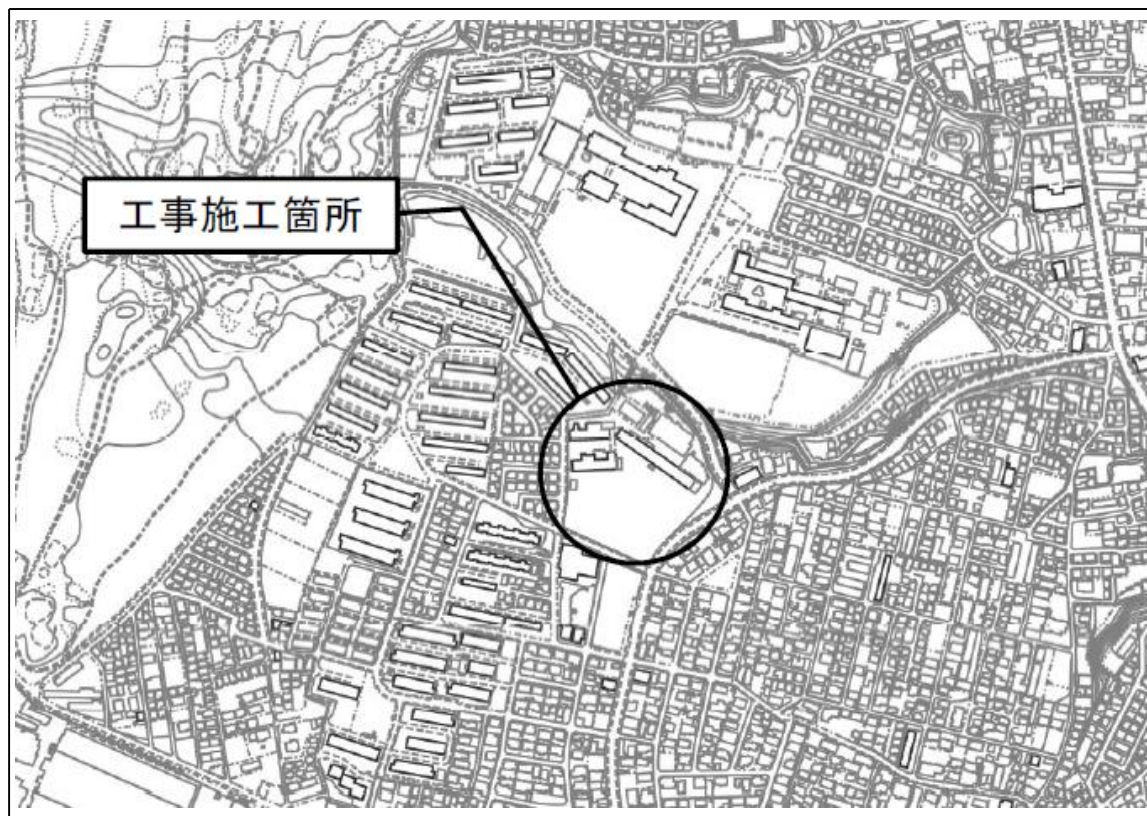
2階平面図



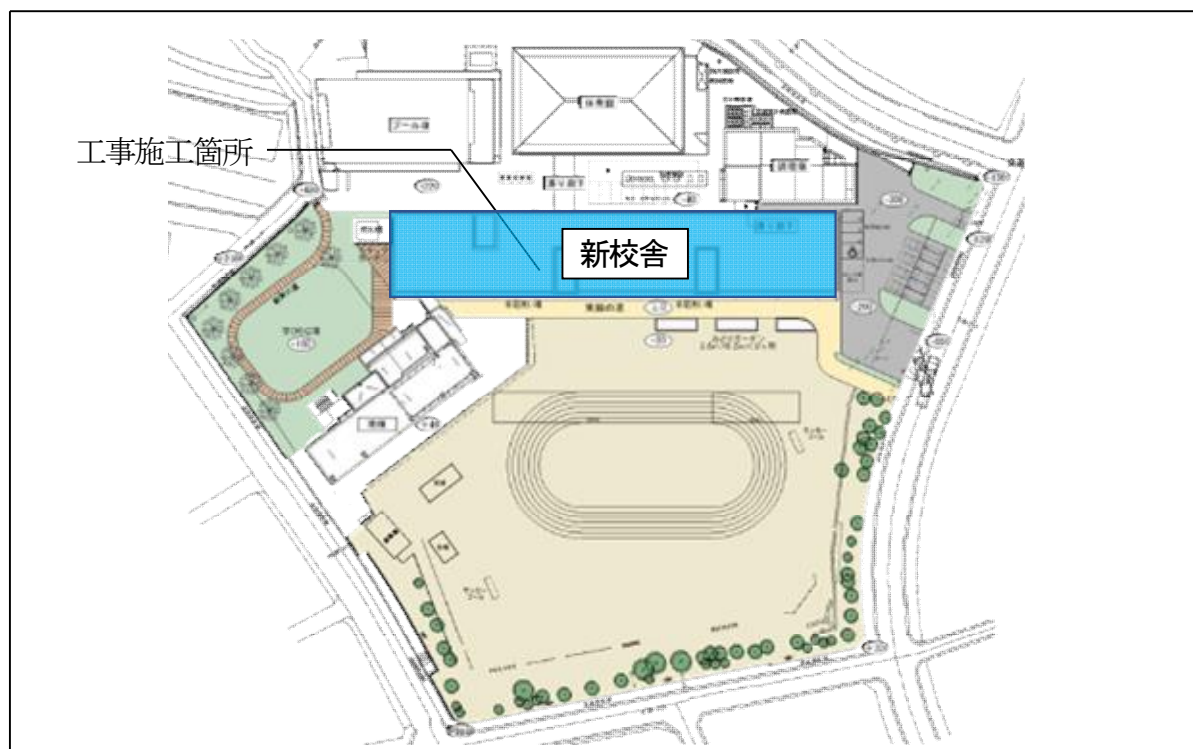
3 階平面図

緑ヶ丘小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）

位置図



配置図



北小学校施設整備工事

位置図



配置図

